

1 湧水町の災害履歴に関する資料

(1) 浸水実績

鹿児島県防災Web資料

既 往 主 要 浸 水	河川名	発生日	浸水原因	備 考
	桶寄川	H050731	溢 水	
	綿打川			
	上村川			
	幸田川	H050731	溢 水	
	天神川			
	田尾原川			
	桶寄川	H160830	内 水	
	桶寄川	H170906	内 水	

(2) 洪水実績

河川改良工事全体計画書抜粋資料

既 往 主 要 洪 水	河川名	発生日	起 因	地 点 名	浸水面積	田	畑	家屋	床 上	床 下
						(ヘクタール)	(戸)			
	須屋川	S540629	集中豪雨	旧吉松町	7.5	7.5	-	-	-	-
	桶寄川	S460805		旧吉松町	240	-	-	210	80	130
	湯谷川	H180722	集中豪雨	旧栗野町 木場	8.7	0.8	0.3	77	27	50
	綿打川	H050801	集中豪雨	旧栗野町 坂元	26.0	23.0	-	37	7	30
		H050801	集中豪雨	旧栗野町 坂元	30.0	28.0	-	8	2	6

(3) 過去の災害事例等

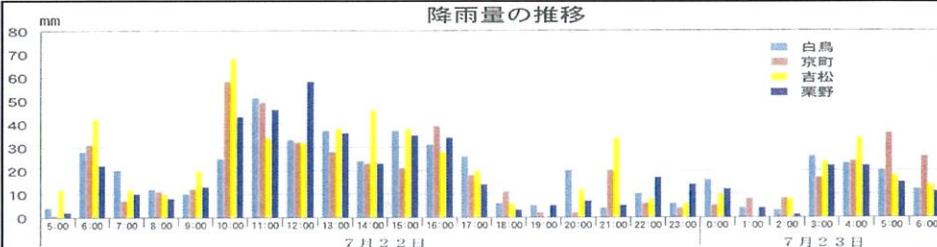
ア 風水害の事例

過去湧水町では、平成17年9月の台風、平成18年7月の豪雨災害で、大きな洪水被害を受けた。

特に、平成18年7月19日に降り始めた雨は、7月23日までに総雨量1056mm、日最大雨量493mmを観測した。この豪雨により、川内川の水位が上昇、桶寄川の堤防の決壊、湯谷川の氾濫等が起こり、多くの住宅が床上浸水・床下浸水し農作物等にも大きな被害をもたらした。

町内各地において、土砂流失や道路の冠水・陥没等も発生し、道路交通網の寸断や通信の混乱が生じ、多くの住民が避難所等へ避難し、不安な日々を過ごした。

これらの経験から、平成18年7月豪雨時の気象概況と被害を想定災害として位置づけている。

想定項目 災害名／年月日		平成18年7月豪雨 (平成18年7月19日～7月23日)																			
気象概況		<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間最大雨量 79mm (7月22日 09:18～10:18) ■ 日最大雨量 493mm (7月22日) ■ 総降水量 1,056mm (7月19日から7月23日)  <p>降雨量の推移</p> <p>グラフは7月22日と7月23日の降雨量を示す棒グラフです。Y軸はmmで0から80まで、X軸は時間帯で5:00から6:00、7:00から8:00、9:00から10:00、11:00から12:00、13:00から14:00、15:00から16:00、17:00から18:00、19:00から20:00、21:00から22:00、23:00から0:00、1:00から2:00、3:00から4:00、4:00から5:00、5:00から6:00とあります。4:00から5:00までの間に、白鳥、京町、吉松、栗野の4地域で最も高い雨量が記録されています。</p>																			
人的被害		なし																			
建物等被害	床上浸水	栗野地域：33戸 吉松地域：286戸 合計：319戸	公共土木被害	町道	31ヶ所以上																
	床下浸水	栗野地域：63戸 吉松地域：53戸 合計：116戸	農林水産業施設等被害	河川	22ヶ所以上																
避難状況		<p>※ 避難対象者</p> <table> <tr> <td>栗野地域：</td> <td>81世帯</td> <td>228人</td> <td>※ 避難者数</td> </tr> <tr> <td>吉松地域：</td> <td>1007世帯</td> <td>2332人</td> <td>57世帯 125人</td> </tr> <tr> <td>湧水町計：</td> <td>1088世帯</td> <td>2560人</td> <td>197世帯 371人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>254世帯 496人</td> </tr> </table>				栗野地域：	81世帯	228人	※ 避難者数	吉松地域：	1007世帯	2332人	57世帯 125人	湧水町計：	1088世帯	2560人	197世帯 371人				254世帯 496人
栗野地域：	81世帯	228人	※ 避難者数																		
吉松地域：	1007世帯	2332人	57世帯 125人																		
湧水町計：	1088世帯	2560人	197世帯 371人																		
			254世帯 496人																		

イ 地震災害の事例

過去の地震の記録及び昭和43年2月21日、22日及び3月25日の地震発生の状況から考えて、震度6以上の地震が発生する可能性も十分考えられる。

また、平成23年3月に起きた東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて、地震等災害被害予測調査が実施され、地震等の大きさの想定や被害想定の見直しが行われた。具体的には、地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊の見直しと同時に桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行われている。

町に関する想定地震は、12個の事例が示され、その内、7個の事例で震度5強が想定されている。最大震度は、南海トラフ地震（西側・陸側ケース）での震度6弱である。想定地震等の概要は、次のとおり。

(ア) 湧水町の地震想定

地震区分		湧水町の予想震度
①	鹿児島湾直下	5弱
②	県西部直下	5弱
③	甑島列島東方沖	4
④	県北西部直下	5強
⑤	熊本県南部	5強
⑥	県北部直下	5強
⑦	南海トラフ	5強～6弱
⑧	種子島東方沖	5強
⑨	トカラ列島太平洋沖	4
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	3
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	2
⑫A	桜島北方沖（海底噴火）	不明
⑫B	桜島東方沖（海底噴火）	不明

※ 湧水町の最大震度6弱（南海トラフ地震 西側・陸側ケース）

(イ) 南海トラフ地震における被害想定

項目		被害想定	本町の被害状況（復旧予想）
建物被害	建物棟数	5,730	（住家のみ）
	全 壊	250	
	半 壊	870	
	火 災	—	
人的被害	死 者	—	
	負 傷 者	10	
	重 傷 者	10	
	避 難 者 数		
インフラ被害	上 水 道		各地域で断水が発生
	電 力		火災被害、地震被害で停電が発生
	通 信		火災被害、地震被害で回線が不通
道 路 被 害			道路被害が発生

ウ 火山噴火の事例

概要		火山防災マップ
<p>霧島山は、宮崎・鹿児島県境に位置する加久藤カルデラの南縁部に生じた玄武岩・安山岩からなる小型の成層火山・火碎丘等であり、20を超える火山体が識別できる。成層火山としては甑岳新燃岳、中岳、大幡山、御鉢、高千穂峰などがあり、火碎丘としては韓国岳、大浪池などがある。御池はマールである。山体の大きさに比べて大きな火口をもつ火山が多い。</p>	<p>また、大浪池、大幡池、御池、六觀音池など多くの火口湖がある。有史以降、主に御鉢と新燃岳で噴火を繰り返してきた。</p>	
<p>① 御鉢での噴火記録は、788（延暦7）年に始まり、以降多くの記録がある。近代では明治から大正時代にかけて噴火を繰り返し、死傷者や家屋の焼失などの被害をもたらした。</p>	<p>② 新燃岳での噴火記録は、1637（寛永14）年に始まり、1716（享保元）年～1717（享保2）年の噴火では、火山碎屑物や火碎流によって死傷者、寺社や家屋の焼失、田畠の埋没、家畜の大量死などの被害をもたらした。</p>	
<p>③ 硫黄山は、霧島山の中で最も新しい火山である。噴火の記録は、大規模な噴火が過去2回あったとされるが、2013（平成25）12月頃より火山活動が活発になり、2018（平成30）年4月には、約250年ぶりの噴火が起こった。</p>	<p>この噴火に伴い、硫黄山付近を流れる長江川（川内川の支流）に硫酸やヒ素等の重金属を含んだ温泉水が流入、川内川が白濁化し、生息する魚の死骸が大量に見つかるとともに、河川下流域で稻作を断念する等農業被害も発生した。再び火山活動が活発化した場合、湧水町は、2018年同様の対策の他、状況により、20cm以上の降灰対策や山林火災への対策が求められる。</p>	
<p>桜島は、約2万6千年前から活動を始め、大規模な噴火を繰り返しながら成長してきた。その後、記録に残る最も古い708（和銅元）年の噴火以降、安永噴火（1779年）や大正噴火（1914年）等のように大規模な山腹噴火が、約百年から数百年の間隔で起こっている。近代に起こった大正噴火（1914年）では、噴煙が約8,000m以上も上昇し、軽石や降灰が多いところで約2m降り積もった。さらに、流出した溶岩で桜島と大隅半島が陸続きになった。噴火に加えて、鹿児島湾内を震源とするM7.1の地震などもあって多数の死傷者が発生したほか、家屋の埋没や倒壊・焼失、農林水産業等の壊滅的な被害もあり、多くの人が県内外へ移住せざるを得なくなった。また、降り積もった火山灰等による度重なる土石流で、死傷者や建物の流出など多くの被害があった。</p>	<p>現在の桜島におけるマグマ溜まりのマグマ蓄積量は、大正噴火時の量に迫っていると言われ、今なお活発な活動を続けている。</p>	

2 危険箇所等に関する資料

(1) 土砂災害危険箇所

ア 土石流危険渓流

土石流の発生する危険性があり、人家5戸以上等に被害を及ぼす恐れのある渓流（土石流危険渓流Ⅰ）に加え、人家戸数5戸未満（土石流危険渓流Ⅱ及び土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ）も含めた渓流

(ア) 土石流危険渓流Ⅰ

土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者利用施設等のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する渓流

(イ) 土石流危険渓流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流

(ウ) 土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流

イ 急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、人家5戸等に被害の及ぼす恐れのある箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ）に加え、人家5戸未満（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ及び急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ）も含めた箇所

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院等のほか、社会福祉施設等の災害時要配慮者利用施設等のある場合を含む。）ある箇所

(イ) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

(ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

ウ 地すべり危険箇所

地すべりの発生するおそれのある箇所で、地すべり等防止法第51条に基づく国土交通大臣所管になりうる箇所

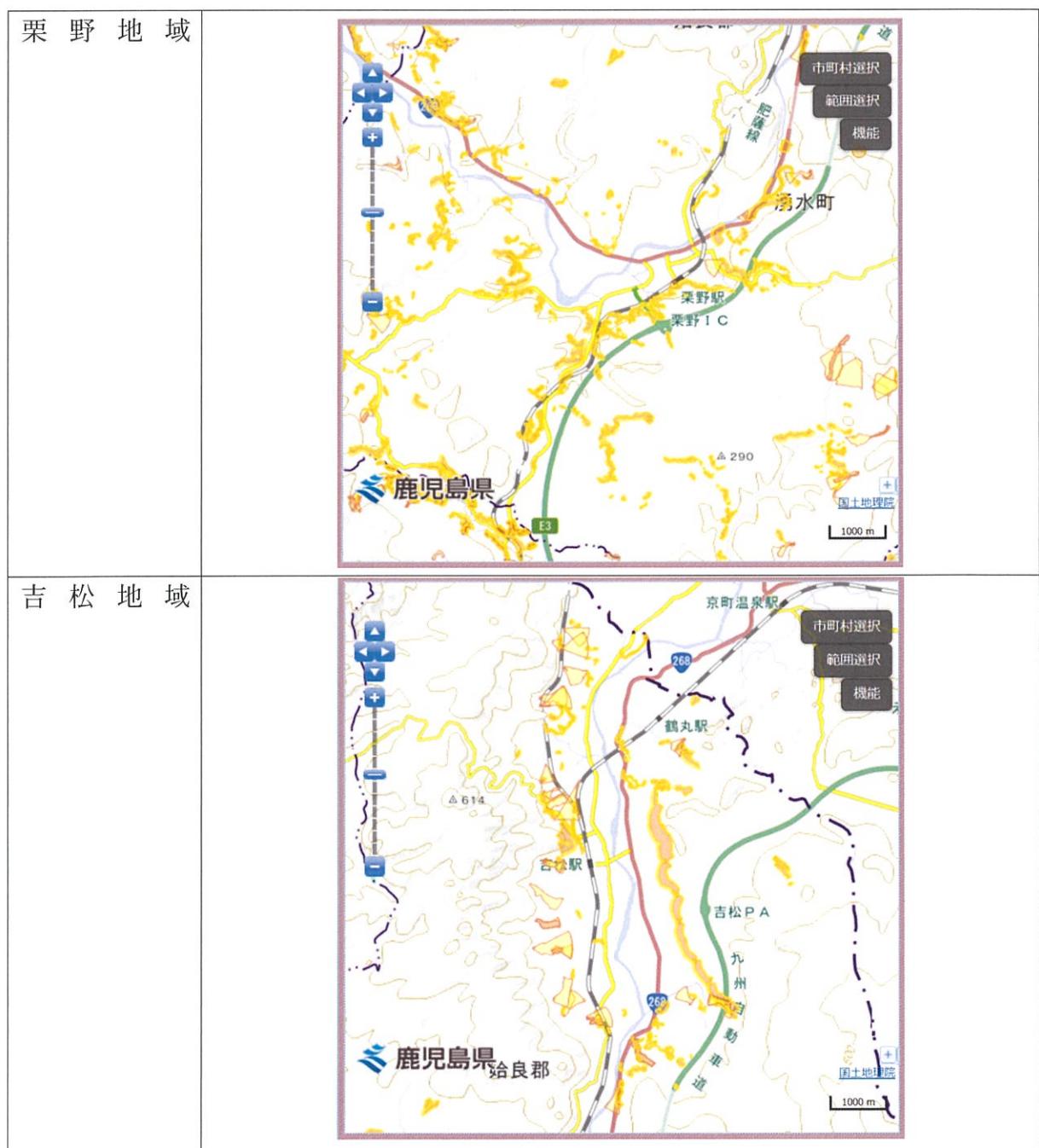
平成18年12月現在（土木部砂防課）

区分	土石流危険渓流			急傾斜地崩壊危険箇所						地すべり危険箇所	合計		
	I	II	III	I		II		III					
				自然	人口	自然	人口	自然	人口				
旧栗野町	11	3	0	19	0	25	0	1	0	1	60		
	14			19		25		1					
旧吉松町	10	3	2	6	0	13	0	1	0	0	35		
	15			6		13		1					
湧水町	29			25		38		2		1	95		

(2) 土砂災害防止法の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和4年8月現在

区分	指定箇所数				計 (うち特別)	
	急傾斜地の崩壊 (うち特別)	土石流	地滑り	(うち特別)		
		(うち特別)	(うち特別)			
湧水町	308 (305)	61 (51)	1 (0)		370 (356)	



(3) 山地災害危険地区

平成31年1月現在（環境林務部森づくり推進課）

区 分	指定箇所数							
	山腹崩壊危険地区		地滑り危険地区		崩壊土砂流出危険地区		計	
	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林
湧水町	108	1	0	0	69	2	177	3
	109		0		71		180	

(4) 国・西日本高速道路（株）・公社・県の事前通行規制基準

【町内関係】

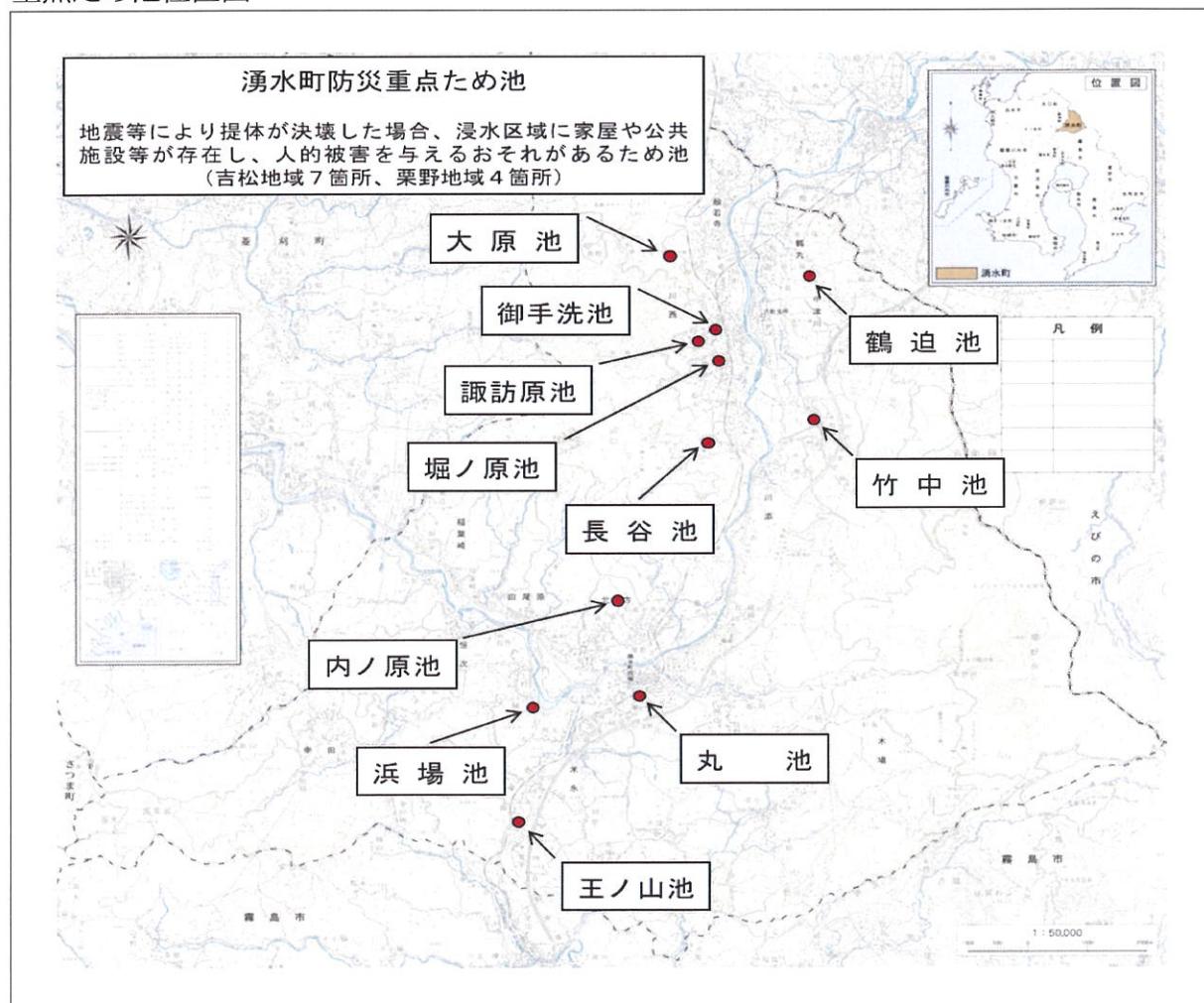
道 路 管 理 者	規制区間				気象条件 通行止め 気象基準
	路線名	所 管	区 間	延 長	
国	該当なし				—
西 日 本 道 路 (株) 九州支社	九州縦貫 自動車道	鹿児島高速 道路事務所	⑯ 鹿児島 I C ～ 栗野 I C	6 6 . 7 k m	1 連続雨量が 300mm を超 えた場合 2 連続雨量が 200mm に達 し、かつ時間 最大雨量が、 50mm に達 した場合
県 道 路 公 社	該当なし				—
県	該当なし				—

その他の細部は、鹿児島県の計画による。

(5) 防災重点ため池

区分	ため池名称	所在地	合計
吉松地区 (7箇所)	大原池	川西3095番1	11箇所
	鶴迫池	中津川1484番外	
	御手洗池	川西1010番	
	諏訪原池	川西1040番2	
	堀ノ原池	川西1459番	
	竹中池	川添1029番1	
	長谷池	川西2586番	
栗野地区 (4箇所)	内ノ原池	北方3295番1	11箇所
	丸池	木場589番	
	浜場池	恒次25番1	
	王ノ山池	米永3081番	

重点ため池位置図



3 避難に関する資料

(1) 市町村別避難所の設置状況

ア 県内各市町村の設置状況

令和3年12月現在（危機管理防災局危機管理課）

市町村名	指定状況	市町村名	指定状況
鹿児島市	224	三島村	8
鹿屋市	63	十島村	19
枕崎市	18	さつま町	37
阿久根市	31	長島町	21
出水市	39	大崎町	10
指宿市	78	東串良町	7
西之表市	23	錦江町	13
垂水市	22	南大隅町	22
薩摩川内市	191	肝付町	17
日置市	44	中種子町	10
曾於市	57	南種子町	22
霧島市	100	屋久島町	44
いちき串木野市	47	大和村	25
南さつま市	126	宇検村	23
志布志市	46	瀬戸内町	84
奄美市	113	龍郷町	32
南九州市	67	喜界町	30
伊佐市	24	徳之島町	41
姶良市	65	天城町	18
		伊仙町	37
		和泊町	28
		知名町	32
		与論町	21
各市合計	1378	各町村合計	601
鹿児島県合計（湧水町を除く。）			1979

イ 湧水町の設置状況

令和5年12月現在

指定区分	保有数	内訳	
		栗野地域	吉松地域
・ 指定緊急避難場所	20(22)	12(13)	8(9)
・ 指定避難所	8(11)	6(6)	2(5)
最大28施設設置(()内は、予備を含めた施設数)			

(2) 市町村別の都市公園等の現況

ア 県内各市町村の現況

令和3年3月末現在

市町村名	都市公園数	市町村名	都市公園数
鹿児島市	684	三島村	0
鹿屋市	72	十島村	0
枕崎市	25	さつま町	12
阿久根市	34	長島町	0
出水市	28	大崎町	2
指宿市	27	東串良町	0
西之表市	8	錦江町	4
垂水市	13	南大隅町	0
薩摩川内市	40	肝付町	3
日置市	66	中種子町	4
曾於市	20	南種子町	3
霧島市	61	屋久島町	5
いちき串木野市	39	大和村	1
南さつま市	43	宇検村	0
志布志市	16	瀬戸内町	7
奄美市	46	龍郷町	0
南九州市	17	喜界町	0
伊佐市	8	徳之島町	2
姶良市	64	天城町	5
		伊仙町	1
		和泊町	3
		知名町	0
		与論町	0
各市合計	1311	各町村合計	52
鹿児島県合計（湧水町を除く。）			1363

※ 県立公園は、所在市町村に計上、マリンポートは、鹿児島市に計上している。

イ 湧水町の現状

令和5年12月現在

区分	都市公園数	整備公園	
湧水町	2	栗野地域	丸池公園
		吉松地域	吉松公園

(3) 自主避難場所（指定避難所等以外の避難に適する町内施設等）

【自主避難場所（栗野地域35施設）】

《凡例 ○：避難に適する。△：避難は当時の状況による。》

番号	施設名	自主避難の参考			
		地震	水害	土砂災害	その他
1	栗野庁舎	○	△	○	無線LAN装置(Wi-Fi)整備
2	青少年自立自興館	○	○	○	
3	稲葉崎集会所	○	○	○	
4	稲葉崎下集会所	○	○	△	
5	広田集落センター	○	○	○	
6	上村集会所	△	○	△	
7	植村集落センター	○	○	○	
8	御前野集落センター	○	○	○	
9	大牟礼西公民館	○	○	○	
10	大牟礼東公民館	○	○	○	
11	幸田頭公民館	○	○	△	
12	松本公民館	△	○	△	
13	幸田南公民館	△	○	○	
14	川南西公民館	○	○	○	
15	大王集落センター	○	○	○	
16	竹迫集会所	△	○	△	
17	会田公民館	○	○	○	
18	下坂元公民館	○	○	○	
19	馬場迫公民館	○	○	○	
20	別府公民館	△	○	△	
21	佃地区農業構造改善センター	○	○	○	
22	竹田集会所	○	○	△	
23	轟地区トレーニングセンター	○	○	○	
24	塔之原ニュータウン集会所	○	△	○	
25	栗野岳ログハウス	○	○	○	
26	上郡公民館	○	△	○	
27	真中馬場集落センター	○	○	○	
28	中郡前公民館	○	△	○	
29	中郡後公民館	○	○	○	
30	栗野防災センター	○	○	○	
31	米永地区コミュニティセンター	○	○	△	
32	丸池公園	○	△	△	無線LAN装置(Wi-Fi)整備
33	栗野岳レクリエーション村	○	○	○	無線LAN装置(Wi-Fi)整備
34	JR栗野駅(湧水町観光協会)	○	○	○	無線LAN装置(Wi-Fi)整備
35	西下場地区公民館	○	△	○	

【自主避難場所（吉松地域24施設）】

※凡例 ○：避難に適する。△：避難は当時の状況による。』

番号	施設名	自主避難の参考			
		地震	水害	土砂災害	その他
1	吉松中学校	○	△	○	
2	吉松幼稚園	○	△	○	
3	吉松庁舎	○	△	○	無線LAN装置(Wi-Fi)整備
4	中津川地区コミュニティセンター	○	△	○	
5	永山地区集会所	○	○	○	
6	県営住宅集会施設	○	○	○	
7	柳丸地区集会所	○	○	○	
8	加治屋地区集会所	○	○	○	
9	麓公民館	○	○	△	
10	下川添集出荷施設	○	○	△	
11	四ツ枝前公民館	○	○	○	
12	四ツ枝後公民館	○	○	○	
13	中野公民館	○	△	○	
14	山下地区集会所	○	○	△	
15	山下スカイパーク	○	○	△	
16	魚野公民館	○	○	○	
17	松山集会所	○	○	△	
18	柿木集会所	○	△	○	
19	古川集会所	○	△	○	
20	JR吉松駅（観光SL会館）	○	○	○	無線LAN装置(Wi-Fi)整備
21	竹中池公園	○	△	△	無線LAN装置(Wi-Fi)整備
22	JJAいいら加工センター	○	○	○	

【重要防災拠点施設（避難に適する庁舎、消防・警察等の施設(6施設)）】

※凡例 ○：避難に適する。△：避難は当時の状況による。』

番号	施設名	自主避難の参考			
		地震	水害	土砂災害	その他
1	栗野庁舎	○	△	○	耐震補強済み
2	吉松庁舎	○	△	○	耐震補強済み
3	伊佐湧水消防組合南消防署	○	△	○	浸水想定区域 0.5～3.0m未満
4	伊佐湧水消防組合吉松分遣所	○	○	○	感染症対策等の個室なし
5	伊佐湧水警察署栗野交番	○	○	○	
6	伊佐湧水警察署吉松駐在所	○	△	○	浸水想定区域 0.5～3.0m未満

重要防災拠点施設は、応急対策活動の拠点となることに加え避難施設として利用されることが多いことから、災害時に施設の機能を発揮できるよう安全性の確保を行う必要がある。

余 白

各避難所の災害危険度評価

根拠事項	<p>1 土砂災害 平成30年9月1日に指定された資料 湧水町土砂災害（特別）警戒区域</p> <p>2 水害 令和元年7月1日公開された資料 川内川水系川内川洪水浸水想定区域図（想定災害規模）等</p> <p>3 火山噴火 霧島山火山防災会議で報告された資料 霧島山火山防災マップ（えびの高原（硫黄山）周辺噴火時）</p>
------	--

各避難所の災害危険度の分析

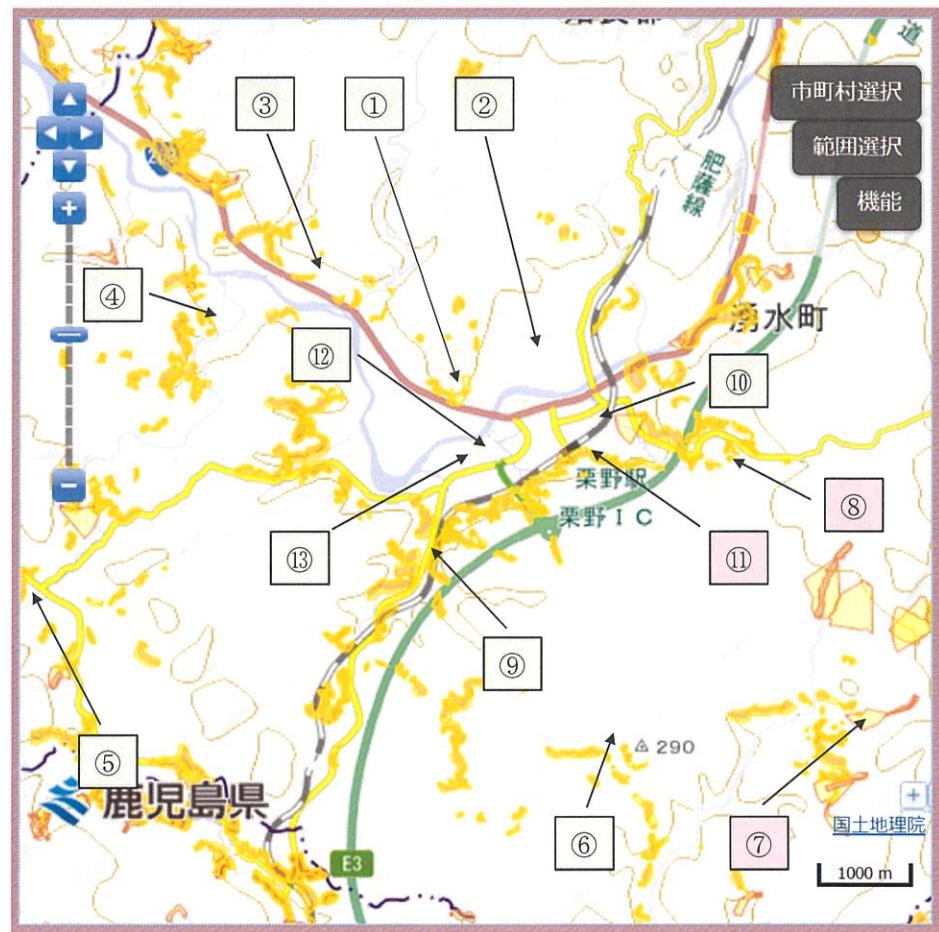
		対象施設	指定区分	運用上の注意点等
土砂灾害	栗野中学校体育館	急傾斜地の崩壊 (特別警戒区域)	急傾斜地の崩壊 (特別警戒区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館の一部が範囲内 (→ 設計強度を高めて改修済み) ・ 栗野地区の降水量増加、地震動に注意
	老竹地区コミュニティセンター	土石流 (警戒区域)	土石流 (警戒区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栗野岳周辺の降水量の増加 ・ 竹田川増水、にぎり、小石流下に注意
	長谷地区林業集会センター	急傾斜地の崩壊 (警戒区域)	急傾斜地の崩壊 (警戒区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栗野岳周辺の降水量の増加 ・ 繼続した強い降水と地震動に注意
災害区分	※坂元公民館	想定水深 0. 5 m 未 滿	想定水深 0. 5 m ~ 3. 0 m 未 滿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川内川流域の12時間総雨量455mmを想定 なお、支流の決壊による氾濫 内水による氾濫等は未考慮であり注意 12時間455mmの参考 令和2年7月豪雨の熊本県(多良木観測所)の 12時間降水量(約420mm)及び平成18年 7月豪雨における24時間降水量(約493mm) に相当する雨量 ・ 浸水継続時間は、4個施設で長く1日~3日 1日未満の施設は、※印の3個施設
	※栗野小学校体育館	想定水深 0. 5 m 未 滿	想定水深 0. 5 m ~ 3. 0 m 未 滿	
	栗野保健センター	想定水深 3. 0 m ~ 5. 0 m 未 滿	想定水深 3. 0 m ~ 5. 0 m 未 滿	
	いきいきセンターくりの郷	想定水深 5. 0 m ~ 10. 0 m 未 滿	想定水深 5. 0 m ~ 10. 0 m 未 滿	
	※北方コミュニティセンター	想定水深 3. 0 m ~ 5. 0 m 未 滿	想定水深 3. 0 m ~ 5. 0 m 未 滿	
	吉松保健センター	想定水深 5. 0 m ~ 10. 0 m 未 滿	想定水深 5. 0 m ~ 10. 0 m 未 滿	
火 山 噴 火	川添地区生活改善センター	降灰の範囲 (20cm以上降灰の恐れ)	降灰の範囲 (20cm以上降灰の恐れ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両運行ができなくなる恐れがあり注意 (→ 車両を使用した避難や支援が困難)
	老竹地区コミュニティセンター 長谷地区林業集会センター 川添地区生活改善センター 上中津川地区コミュニティ供用施設 鹿児島刑務所武道館	降灰の範囲 (20cm以上降灰の恐れ)	降灰の範囲 (20cm以上降灰の恐れ)	
地 震	全 施 設	震度5~6弱程度の地震動	震度5~6弱程度の地震動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使用は安全確認が必要 ・ 主要道路はがけ崩れ等で閉塞する可能性 (→ 避難のための道路は安全確認が必要)

災害危険度評価(総括表)

区分	避 難 所	土砂灾害	水 害	火 山 噴 火	地 震
栗野域	彦崎公民館	○	○	○	震 度 5 程 度
	北方コミュニティセンター	○			
	田尾原集落センター	○	○	○	
	二渡公民館	○	○	○	
	幸田コミュニティセンター	○	○	○	
	上場地区農業構造改善センター	○	○	○	
	老竹地区コミュニティセンター		○		
	長谷地区林業集会センター		○		
	坂元公民館	○		○	
	栗野小学校体育館	○		○	
吉松域	栗野中学校体育館	○	○	○	震 度 5 ~ 震 度 6 弱 程 度
	栗野保健センター	○		○	
	いきいきセンターくりの郷	○		○	
	鶴丸地区生活改善センター	○	○	○	
	吉松保健センター	○		○	
	上中津川地区コミュニティ供用施設	○	○		
	川添地区生活改善センター	○			
	般若寺地区生活改善センター	○	○	○	
	コミュニティ防災センター	○	○	○	
	吉松中央公民館	○		○	

土砂災害警戒区域等指定状況（栗野地域全般）

施設名等	
①	彦崎公民館
②	北 方 コミュニティセンター
③	田尾原集落センター
④	二渡公民館
⑤	幸 田 コミュニティセンター
⑥	上場地区 農業構造改善センター
⑦	老竹地区 コミュニティセンター
⑧	長谷地区 林業集会センター
⑨	坂元公民館
⑩	栗野小学校体育館
⑪	栗野中学校体育館
⑫	栗野保健センター
⑬	いきいきセンター く り の 郷



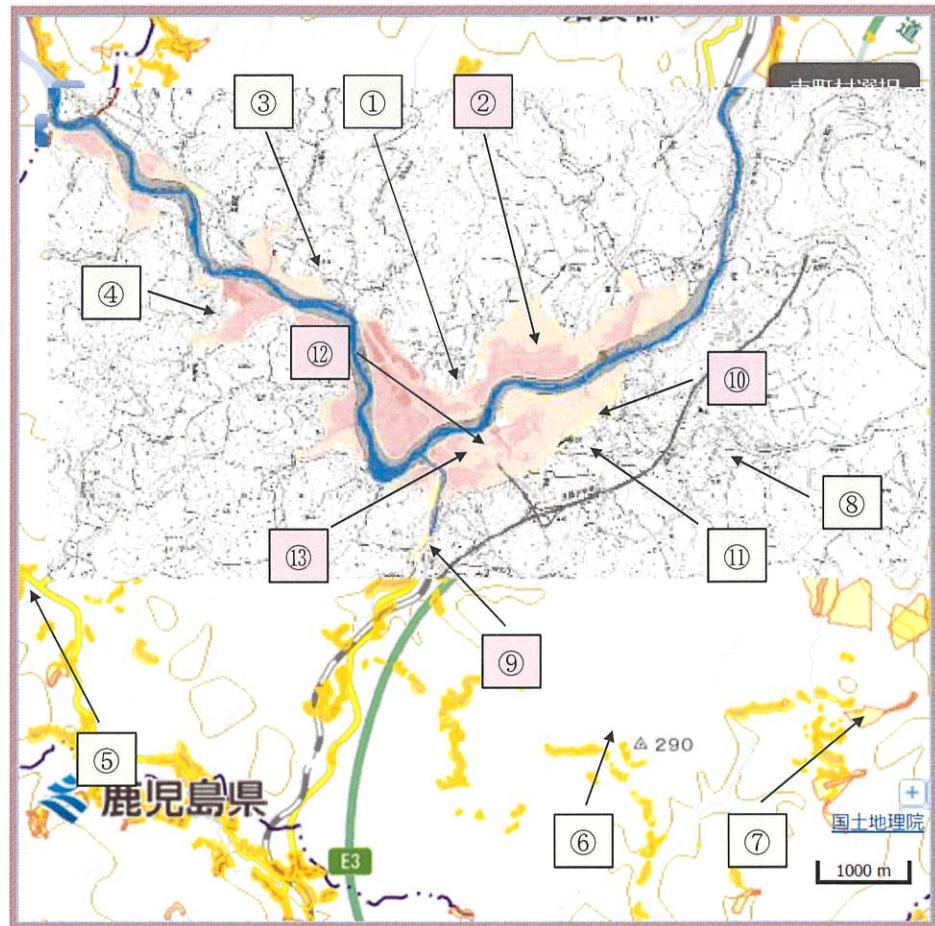
土砂災害警戒区域等指定状況（吉松地域全般）

施設名等	
⑭	鶴丸地区 生活改善センター
⑮	吉松保健センター
⑯	上中津川地区 コミュニティ供用施設
⑰	川添地区 生活改善センター
⑱	般若寺地区 生活改善センター
⑲	コミュニティ 防災センター
⑳	吉松中央公民館（2F）
㉑	下川西地区 コミュニティ供用施設
㉒	鹿児島刑務所武道館



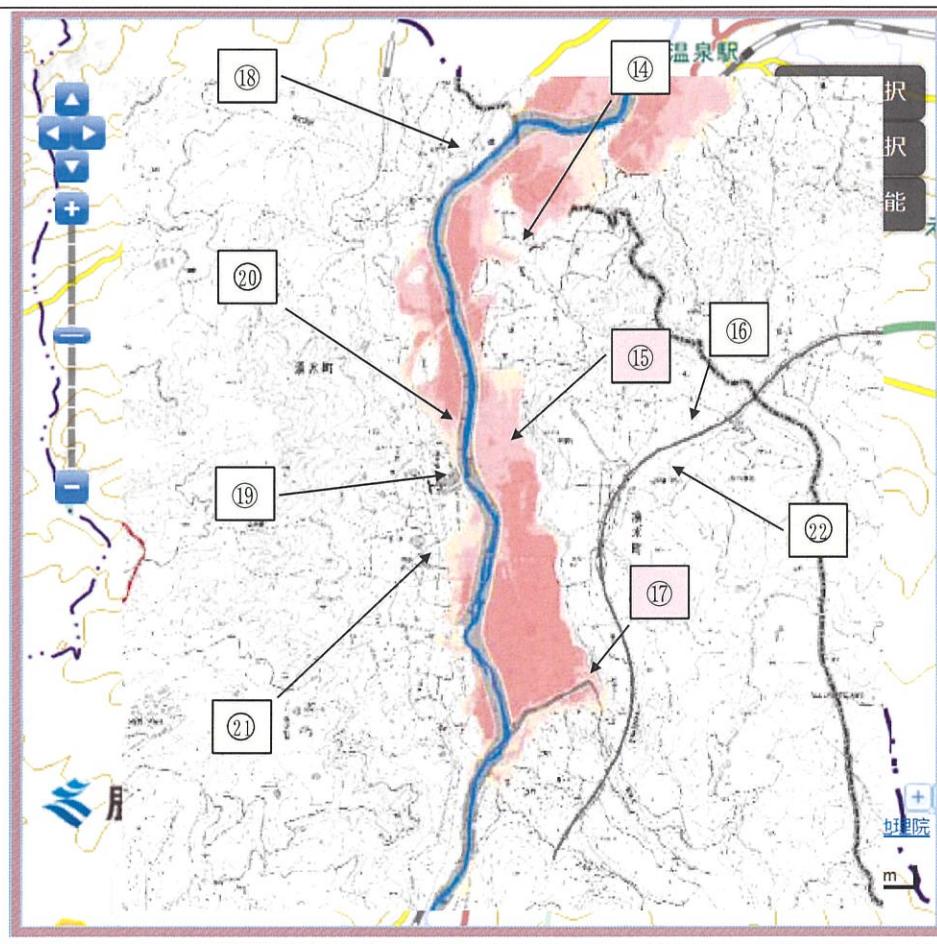
浸水想定域（栗野地域全般）

施設名等	
①	彦崎公民館
②	北方コミュニティセンター
③	田尾原集落センター
④	二渡公民館
⑤	幸田コミュニティセンター
⑥	上場地区農業構造改善センター
⑦	老竹地区コミュニティセンター
⑧	長谷地区林業集会センター
⑨	坂元公民館
⑩	栗野小学校体育館
⑪	栗野中学校体育館
⑫	栗野保健センター
⑬	いきいきセンターくりの郷



浸水想定域（吉松地域全般）

施設名等	
⑭	鶴丸地区生活改善センター
⑮	吉松保健センター
⑯	上中津川地区コミュニティ供用施設
⑰	川添地区生活改善センター
⑱	般若寺地区生活改善センター
⑲	コミュニティ防災センター
⑳	吉松中央公民館（2F）
㉑	下川西地区コミュニティ供用施設
㉒	鹿児島刑務所武道館



火山灰降下想定域（栗野地域全般）

施設名等	
①	彦崎公民館
②	北方コミュニティセンター
③	田尾原集落センター
④	二渡公民館
⑤	幸田コミュニティセンター
⑥	上場地区農業構造改善センター
⑦	老竹地区コミュニティセンター
⑧	長谷地区林業集会センター
⑨	坂元公民館
⑩	栗野小学校体育館
⑪	栗野中学校体育館
⑫	栗野保健センター
⑬	いきいきセンターくりの郷



火山灰降下想定域（吉松地域全般）

施設名等	
⑭	鶴丸地区生活改善センター
⑮	吉松保健センター
⑯	上中津川地区コミュニティ供用施設
⑰	川添地区生活改善センター
⑱	般若寺地区生活改善センター
⑲	コミュニティ防災センター
⑳	吉松中央公民館（2F）
㉑	下川西地区コミュニティ供用施設
㉒	鹿児島刑務所武道館



余 白

4 気象等観測施設に関する資料

(1) 地方気象台・測候所

官署名	所在地	電話番号
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9913
名瀬測候所	奄美市名瀬港町8-1	0997-52-0375

気象台防災ホットライン	099-250-9930 https://bosai.jmainfo.go.jp/
-------------	---

(2) 地域気象観測所

①気温、②風向、③風速、④降水量、⑤日照時間		
観測所名	所 在 地	
大 口	伊佐市大口原田	
さつま柏原	薩摩郡さつま町柏原	
中 甑	薩摩川内市上甑町中甑	
川 内	薩摩川内市中郷	
溝 辺	霧島市溝辺町麓	
東市来	日置市東市来町湯田	
牧之原	霧島市福山町福山	
輝 北	鹿屋市輝北町市成	
加世田	南さつま市加世田東本町	
志布志	志布志市志布志町杉の下	
喜 入	鹿児島市喜入中名町	
鹿 屋	鹿屋市寿	
肝付前田	肝属郡肝付町前田	
指 宿	指宿市十町	
内之浦	肝属郡肝付町北方	
田 代	肝属郡錦江町田代麓	
中種子	熊毛郡中種子町砂中地内	
笠 利	奄美市笠利町大字和野	
上 中	熊毛郡南種子町中之下	
尾之間	熊毛郡屋久島町尾之間浜道	
古仁屋	大島郡瀬戸内町古仁屋船津	
中之島	鹿児島郡十島村中之島	
天 城	大島郡天城町大字浅間	
伊 仙	大島郡伊仙町面繩	
喜界島	大島郡喜界町大字中里西牧	
与論島	大島郡与論町立長	

凡 例

- 気象台 ■ 測候所等
- 観測種目 ①、②、③、④、⑤
- 地域気象観測所（アメダス）
- 観測種目 ④
- 地域気象観測所（アメダス）
- 観測種目 ①、②、③、④
- 地域気象観測所（アメダス）
- 観測種目 ①、②、③、④、⑤

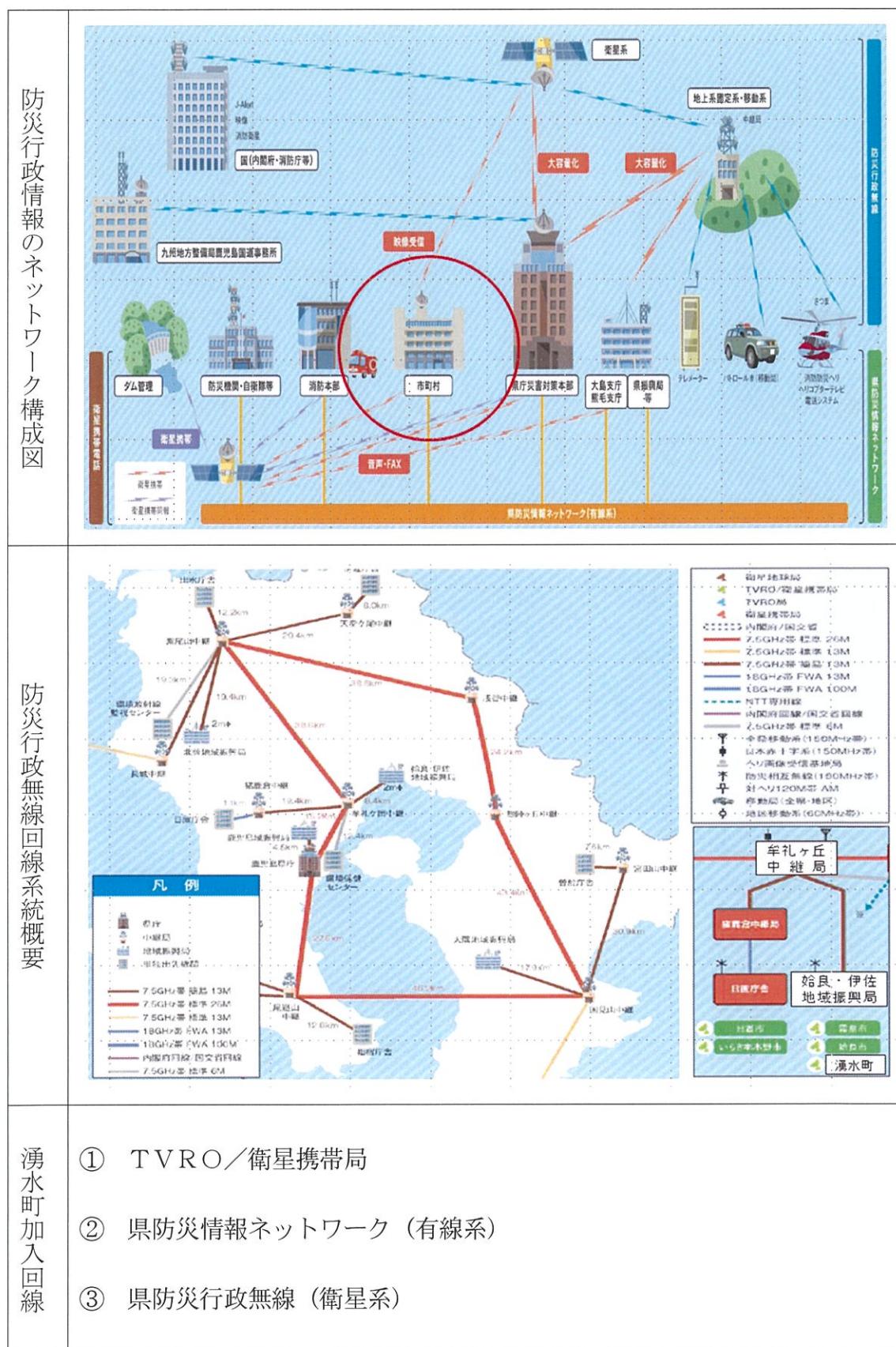
(3) 震度情報ネットワークシステム計測震度計設置状況

区 分	施設名	
湧水町 栗野庁舎×1 吉松庁舎×1	県震度情報ネットワークシステム	

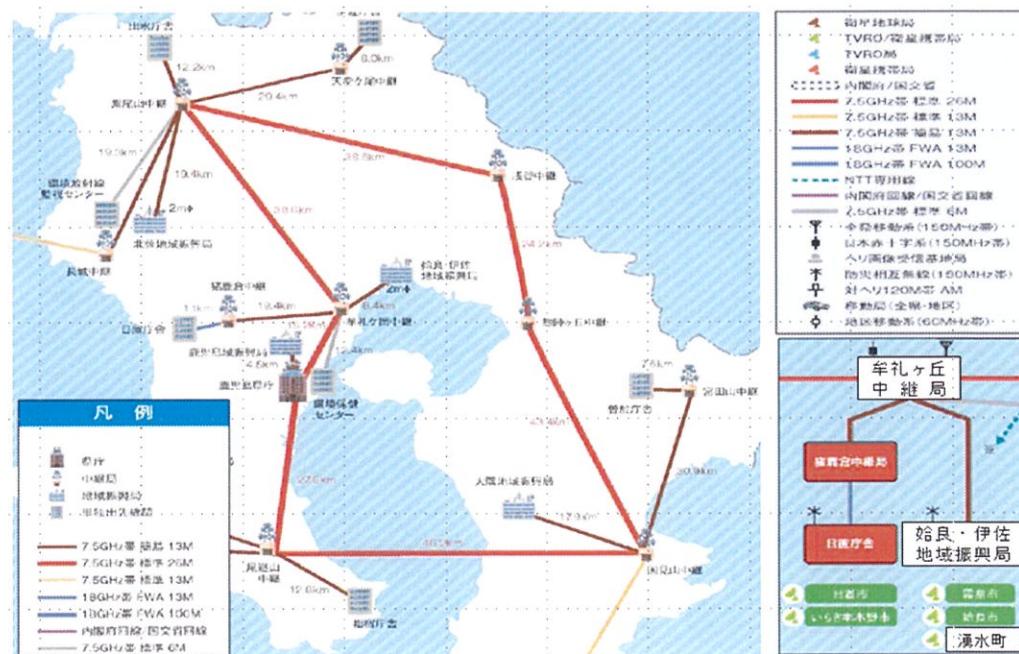
5 通信施設に関する資料

(1) 県防災行政無線施設の現況

ア 防災行政情報のネットワーク及び防災行政無線回線系統



防災行政無線回線系統概要



湧水町加入回線

- ① TVRO／衛星携帯局
- ② 県防災情報ネットワーク（有線系）
- ③ 県防災行政無線（衛星系）

イ 防災情報の収集・伝達体制

防災情報の収集・伝達を行うため、活用できる通信手段は以下のとおり。

(ア) 地上系

通信手段の種類	無線局の種別	通信機能	設置機関（場所等）
中央防災無線	固定局	電話・FAX	内閣府当指定行政機関 都道府県 指定公共機関等
消防防災無線	固定局	電話・FAX	消防庁 都道府県
水防無線	固定局	電話・FAX 映像情報	国土交通省 各地方整備局 都道府県
防災相互無線	携帯局	電話	県、市町村 消防、警察、海上保安庁 日赤

(イ) 衛星系

通信手段の種類	無線局の種別	通信機能	設置機関（場所等）
地域衛星通信ネットワーク	固定局	電話・FAX 映像情報	国、都道府県 市町村等
衛星携帯電話	携帯局	電話	県（本庁、大島・熊毛支庁、 出先機関） 市町村本所、消防

(ウ) 有線系

通信手段の種類	通信機能	設置機関（場所等）
防災情報ネットワーク	電話・FAX データ	市町村本所 消防 自衛隊 県（本庁、出先機関） 防災航空センター

(2) 町における防災行政無線等の整備状況

ア システム概要

280MHzデジタル同報無線システム			
主配信局	副配信局	送信局	同報系
栗野庁舎無線室	栗野庁舎総務課 吉松庁舎無線室 消防本部	栗野岳	屋外拡声子局 戸別受信機

イ 整備状況詳細

区分	同報系(280MHz)		移動系(60MHz)
	屋外拡声子局	戸別受信機	
栗野地域 11局	001 栗野庁舎	5100台	車載型 24局
	002 北方		
	003 轟		
	004 幸田		
	005 米永		
	006 会田		
	007 上場		
	008 老竹		
	009 竹田		
	010 長谷		
	011 東中下場		
吉松地域 11局	012 鶴丸	5000台	携帯型 39局
	013 上中津川		
	014 川添		
	015 川添住宅		
	016 永山		
	017 陣前		
	018 中野		
	019 魚野		
	020 吉松中央公民館		
	021 般若寺		
	022 吉松庁舎		
合計	22局	5100台	64局

(3) 防災相互通信用無線の設置状況

令和5年12月現在

設置機関名	150MHz帯		400MHz帯	
	陸上局	移動局	陸上局	移動局
湧水町			○	○

6 広報に関する資料

【鹿児島地方気象台作成定型】

(1) 住民向けの広報案文

ア 地震・津波災害時の広報案文

【案文1】 住民、自主防災組織への活動喚起、指示【地震直後】

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。
声をかけあって、まず、火の始末をしましょう。
- ◎ まわりの建物を見てください。建物が壊れていたら、中に人がいないか近所の人と確かめてください。
人がいるときは、近所の人と協力して、助け出してください。助け出すことができないときは、自主防災組織の人、消防団の人伝えください。

【案文2】 住民、自主防災組織への活動喚起・指示【地震後間もなく】

- ◎ 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推定されます。
湧水町の震度は、〇〇で、地震の規模は、マグニチュード〇〇でした。今後も、テレビ、ラジオや町からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。
- ◎ 先程の地震に伴う余震が、今後予想されます。
皆さん！余震をおそれず、落ち着いて行動してください。
崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意してください。

【案文3】 火災発生の状況

- ◎ 〇〇〇付近で火災が発生しております。
〇〇戸が消失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、〇〇地区の火災は、(〇〇方面へ)燃え広がっています。
〇〇地域の住民の方は、直ちに〇〇へ(〇〇方面へ)避難してください。

【案文4】 避難の準備の周知【土砂災害などによる二次災害危険に対し】

- ◎ 現在△△地区は、〇〇のため危険な状態になりつつあります。
いつでも避難できるように準備をしてください。避難する際の荷物は、2食分程度の水と食料、非常持ち出し品など最小限に止めましょう。
- ◎ 〇〇地区の皆さん、避難の用意をしてください。
〇〇付近で発生した火災は、いぜん延焼中です。
風下にあたる□□地区では、お年寄りや子どもさんを安全な△△公園へ早めに避難させてください。
また、元気な方は、消防団の消火活動に協力してください。

【案文5】 避難指示等、避難誘導

- ◎ 家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。
避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し避難してください。
- ◎ お知らせします。○○周辺は、○○のため避難指示が出されました。
避難先は、○○小学校です。
戸締まりをして、家族揃って早く避難してください。
- ◎ ○○の方は、○○公園、○○小学校に避難してください。
- ◎ ただいま、○○一帯に高齢者等避難が出されました。
風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで○○公園に避難してください。

【案文6】 避難所（避難収容所）の周知

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。
避難所は、△△地区の避難所は、○○と○○に設置されています。
また、□□地区の避難所は、○○に設置されています。

【案文7】 重傷者受け入れ可能医療機関

- ◎ 地震により重傷を負われた方の診察・受け入れは、○○医院、○○病院で行っております。しかしながら、重傷者の発生が多数のため、救急車の数が足りず、要請どおりに対応できない状況にあります。
そのため、御家族、隣近所、消防団、自主防災組織などで、自主的に搬送いただけるようお願ひいたします。

【案文8】 被害の状況

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方	○○人	行方のわからない方	○○人
重傷者	○○人	軽傷者	○○人
全壊家屋	○○棟	半壊家屋	○○棟
- ◎ 現在、□□地区の電気、（ガス）、（水道）はすべて供給を停止しています。
また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
テレビやラジオ等からの情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動してください。

【案文9】 交通の状況

- ◎ 現在、肥薩線は、すべて運転を見合わせています。
鉄道機関では、線路などの点検を行っていますが、まだ運転開始の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
- ◎ 現在、町内のすべての道路（〇〇通り）が、〇〇のため車両の通行が禁止されています。町内の皆さん、自動車は使用しないでください。
ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。
- ◎ 現在、肥薩線は、〇〇～〇〇間で運転が一部再開されました。
その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

イ 風水害時の広報案文

【共通事項】 放送文の前の放送

- ◎ こちらは、ぼうさい 湧水町役場です。
- ◎ ぼうさい 湧水町役場からお知らせします。（以下放送文は、2回繰り返す。）

【案文1】 気象情報の伝達

- ◎ 台風〇〇号は、本日〇時、〇分現在〇〇の〇〇にあって、毎時〇〇kmの速さで〇〇に進んでいます。
このため、ただ今、県下に〇〇警報（注意報）が発令されました。
この情報によりますと、これから〇〇にかけて、暴風域に入り、雨風とともに強くなると思われます。
今後の気象情報に十分注意し、厳重に警戒してください。

【案文2】 避難通報、避難時の注意事項

- ◎ 台風〇〇号による大雨のため、〇〇地区では浸水の恐れがでてきました。
〇〇地区の皆さんには、全員〇〇学校、体育館に避難してください。
なお、避難する時は、毛布その他のまわりの必要携帯品をもって、消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。
- ◎ 台風〇〇号の影響による、〇〇川の増水のため、〇〇付近の堤防が決壊するおそれが出てきました。このため、〇〇地区の皆さんには、万一に備え全員〇〇〇学校体育館に避難してください。
なお、避難するときは、毛布その他のまわりの必要携帯品をもって、消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

【案文3】 高齢者等避難（洪水）

- ◎ ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して、高齢者等避難を発令しました。
川内川が増水し、水位の上昇が続いています。
今後、川内川があふれるおそれがありますので、お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇避難所へ避難してください。
その他の方も避難の準備を開始してください。

【案文4】 避難指示（がけ崩れ）

- ◎ 町内〇〇地区で、がけ崩れが発生しました。
〇〇地区の方は、至急避難してください。避難所は、〇〇〇学校体育館です。
最寄りの避難所へ、隣近所で誘い合って避難してください。
また、避難する場合は、川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け、あわてず落ち着いて行動してください。

【案文5】 高齢者等避難・避難指示（洪水）

- ◎ 〇〇地区で、川内川が氾濫しました。氾濫区域が広がるおそれがあります。
〇〇地区の人は、直ちに〇〇〇学校体育館に避難してください。
お互いに助け合って直ちに避難してください。
(係員の指示に従ってください。)

【共通事項】 放送文中後に放送

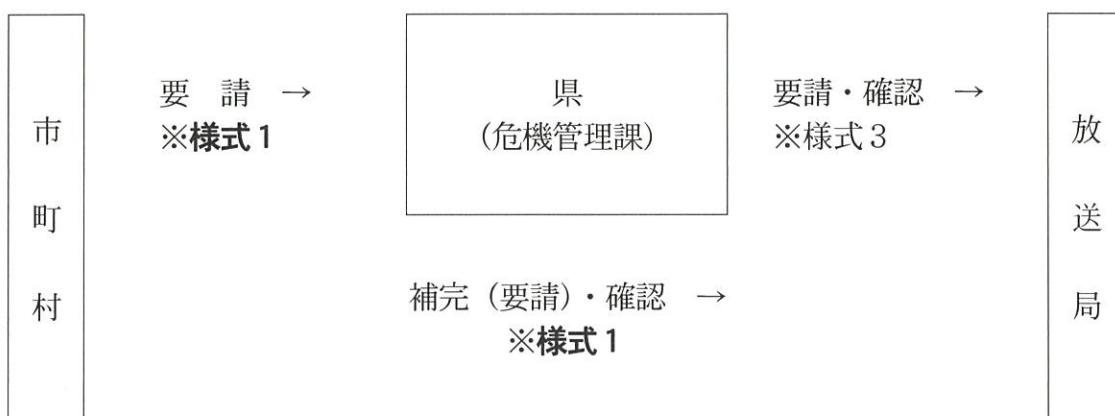
- ◎ こちらは、ぼうさい 湧水町役場です。

(2) 災害時における放送要請

ア 災害時における放送要請に関する協定に基づく要請

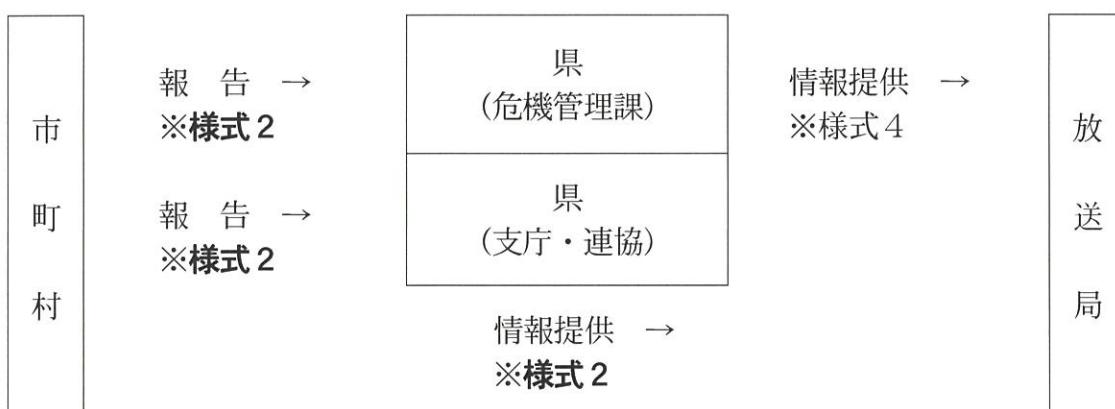
放送協定に基づく放送要請は、災害対策基本法第57条の解釈により、災害の発生が時間的に迫っていて、自治体が利用できる通信機能がすべてまひしたような場合に行う（原則FAX）こととされている。

これに該当しない場合の放送機関への災害情報の提供の方法については、イ項を参考とする。

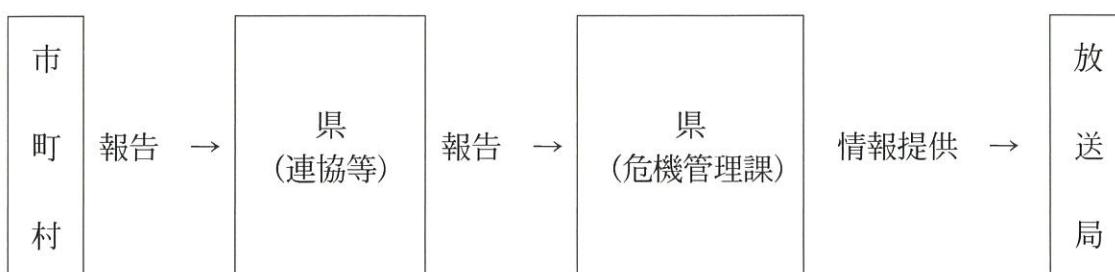


イ 災害情報の提供

(ア) 避難指示等で緊急性が高く住民への周知が必要な情報



(イ) その他の災害情報



重要

災害時放送要請協定関係 第 報

要請理由

避難指示等発令情報

湧水町

送付日時:

1 避難情報の別

- () 避 難 指 示
() 高 齢 者 等 避 難
() 避 難 準 備 情 報

2 発 令 時 刻 _____ 時 _____ 分

3 対象地域等 _____ 地区 _____ 世帯 _____ 名

4 避難すべき理由

5 その他避難行動にかかる特記事項

発信者氏名 湧水町 総務課長
電 話 0995-74-3111(2210)
F A X 0995-74-4249

※ 報道各社着信確認（※ 行政側使用欄）放送各社の担当者名を記載

NHK	MBC	KTS	KKB	KYT	FM鹿児島

重要**災害時放送要請協定関係****第1報****要請理由**

通信途絶により、住民に直接の呼びかけができないため。

(○○地区では、防災行政無線が被災しており伝達できない。)

避難指示等発令情報**湧水町****送付日時：令和●年●月●●日 ●●時●●分**

1 避難情報の別

- () 避 難 指 示
 (○) 高 齢 者 等 避 難
 () 避 難 準 備 情 報

2 発令時刻 18 時 30 分3 対象地域等 △△地区 ○○世帯○○名 ← 複数個所の場合 別紙

4 避難すべき理由

大雨により、○○川支流△△川では、今後、危険水位に到達する見込み。

5 その他避難行動にかかる特記事項

- 直ちに○○地区公民館に避難
 浸水により△△道は、通行できない
 避難先の電話番号 ★★★-★★★-★★★

発信者氏名 湧水町 総務課長 ○○電 話 0995-74-3111(2210)F A X 0995-74-4249

※ 報道各社着信確認（※ 行政側使用欄）放送各社の担当者名を記載

NHK	MBC	KTS	KKB	KYT	FM鹿児島

避難指示等発令情報（第 報）

枚中 枚目

湧水町

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- () 避 難 指 示
() 高 齢 者 等 避 難
() 避 難 準 備 情 報

2 発令時刻 _____ 時 _____ 分

3 対象地域等 _____

4 避難すべき理由

5 その他避難行動にかかる特記事項

発信者氏名 湧水町 総務課長

電 話 0995-74-3111(2210)

F A X 0995-74-4249

避難指示等発令情報（第1報）

2枚中 1枚目

湧水町

送付日時： ●月●日 ●時●分

1 避難情報の別

- () 避 難 指 示
(○) 高 齢 者 等 避 難
() 避 難 準 備 情 報

2 発令時刻 18 時 30 分3 対象地域等 △△地区 ○○世帯○○名 細部は、別紙参照

4 避難すべき理由

大雨により、○○川支流△△川では、今後、危険水位に到達する見込み。

5 その他避難行動にかかる特記事項

- 直ちに○○地区公民館に避難
 浸水により△△道は、通行できない
 避難先の電話番号 ★★★-★★★-★★★

発信者氏名 湧水町 総務課長 ●● ○○電 話 0995-74-3111(2210)F A X 0995-74-4249

湧水町

発令時刻	地区名	世帯数	住民数	避難先	避難先電話番号	備考

7 防災資機材等に関する資料

(1) 県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領等

ア 県消防・防災ヘリコプター「さつま」の概要（性能・諸言）

型 式	レオナルド式AW139型	消防・防災ヘリコプター さつま (AW139型)
定 員	14名（前席2名、客席12名）	
有効搭載量	2,421kg	
航続距離	1,250km	
巡航速度	306km/h	
最大巡航速度	310km/h	
限界高度	6,096m	
全長	16.62m	
全幅	4.22m	
全高	4.98m	
ローター径	13.8m	



イ 県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領（危機管理防災局消防保安課）

（趣旨）

第1 この要領は、鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第5項の規定に基づき、鹿児島県消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（要綱第16条第1項第1号から第5号までに規定する活動による運航をいう。以下同じ。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（他の規程との関係）

第2 緊急運航については、要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第3 緊急運航は、原則として、次の要件を充たす場合に行うことができるものとする。

（1）公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

（2）緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合）

（3）非代替性

航空機以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動ができない場合）

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、第3の要件を充たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、要綱及び協定に基づき、市町村又は消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が鹿児島県防災航空センター所長（以下「運航管理責任者」という。）に対し行う。

2 前項の要請は、電話又はファクシミリにより行うものとする。この場合において、市町村等の長は、後日、速やかに鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記第1号様式）を運航管理責任者に提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、災害状況及び現場の気象等を確認のうえ出動の可否を決定し、要綱第13条第1項に規定する運航指揮者に必要な指示をするとともに、市町村等の長にその旨を緊急運航出動通知書（別記第2号様式）により回答しなければならない。

2 運航指揮者は、前項の指示に基づき、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入体制)

第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、鹿児島県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院への搬送手配
- (3) 地上支援等の準備
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8 運航指揮者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに、活動内容を災害等活動速報（別記第3号様式）により運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書（別記第4号様式）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

3 運航管理責任者は、前2項に規定する報告を受けた場合には、速やかに運航監督者及び総括管理者を経由して知事に報告するものとする。

附 則

中 略

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請基準等

ア 運航要請基準

1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに状況を監視する必要があると認められる場合

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要が認められる場合

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

(4) その他、災害応急対策活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

2 救急活動

(1) 山村、離島等からの救急患者の搬送

山村、離島等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも極めて有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合

(2) 傷病者発生地への医師搬送及び医療資機材等の搬送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ原則として医師が搭乗できる場合

(4) その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

3 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集調査活動を行う必要があると認められる場合

(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合

(4) その他、火災防御活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

4 救助活動

(1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力等だけでは、対応できないと認められる場合

(2) 高層建築物火災による救助

高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) 高速道路及び自動車専用道路での事故救助

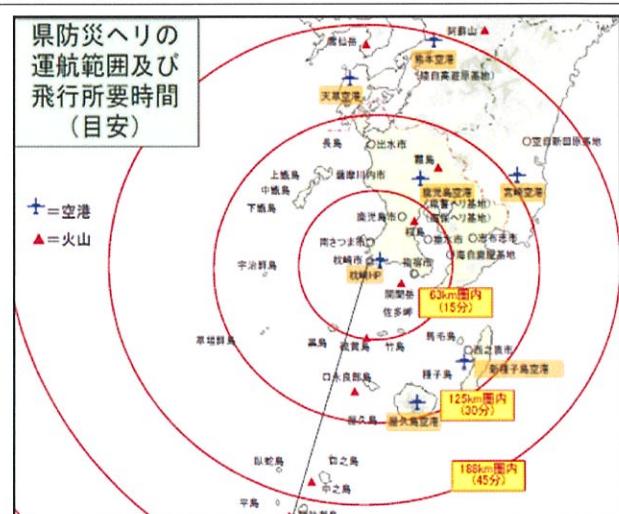
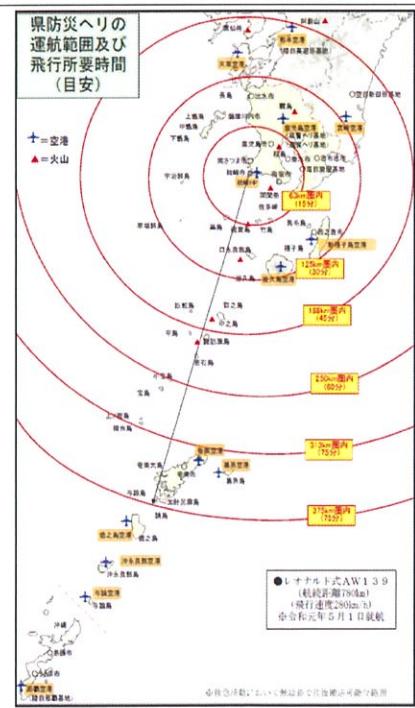
高速道路及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が不可能と認められる場合

(5) その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災応援活動

県が締結している他県との相互応援協定等による相互応援

イ 運航の目安



運航基盤	枕崎ヘリポート
運航の参考 (湧水町)	125km圏内 飛行所要時間 約30分

(3) 油流出対処資材（湧水町関係分）

オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤、油ゲル化剤等の保有状況

区分	現況		保管場所等
	保有	未保有	
オイルフェンス		○	
油処理剤		○	
油吸着剤	○		・住民税務課倉庫保管
油ゲル化剤		○	

(4) 林野火災対策用資機材（湧水町関係分）

ア 鹿児島県内森林管理署保有状況

森林管理署	ジエット シューター	山鋤	造林鎌	鉈	鋸	スコップ	備考
北薩	55	47	33	66	18	7	

イ 伊佐湧水消防組合保有状況

区分	予防立看板	標版	警報旗	簡易防水用水	背負式動力ポンプ	可搬式消防ポンプ	水のう付手動ポンプ	備考
伊佐湧水消防組合	4	100	4	2	7	2	15	

(5) 給水資機材の整備状況（湧水町関係分）

区分	数量
車輛	2
給水容器	給水タンク(1,000ℓ)
	給水タンク(500ℓ)
	ポリ容器(18ℓ)
	ポリ容器(10ℓ未満)
器材	応急給水装置等

(6) 生活物資の備蓄状況（湧水町関係分）

令和5年12月現在

区分	数量	備考
アルファ米	750	そのままご飯（各種）
保存水	33,400	5,460食（アルファ米を含む。）
毛布	50	
タオル	0	
大人用オムツ	420	
ブルーシート	160	

(7) 自衛隊（国分駐屯地）の派遣時使用可能器材等

No	器材名	数量	備考
1	人命救助システム（中隊用器材）	2	
2	人命救助システム（小隊用器材）	8	
3	人命救助システム（分隊用器材）	16	
4	人命救助システム（個人用器材）	200	
5	救急車	2	
6	ダンプカー（3 1／2 t）	7	
7	1 t 水トレーラー	13	
8	5 t 水トレーラー	0	
9	小型ドーザ	3	
10	バケットローダ	1	
11	軽レッカー	0	
12	渡河ボート	3	
13	救命胴衣	153	
14	担架（直棒式）	29	
15	医療セット（救命処置セット）	2	
16	医療セット（治療セット）	2	
17	救急用医療のう	28	
18	リペリングロープ（30m）	70	
19	リペリングロープ（50m）	20	
20	携帯除染器2型	23	
21	投光器（400W）	2	
22	掛矢	50	
23	ツルハシ	200	
24	ショベル	600	
25	チェーンソー	50	
26	エンジンカッター	15	
27	エンジン式削岩機	15	

8 救急・医療に関する資料

(1) 郡市医師会事務所等所在地

都市医師会等名	電話・FAX	住 所
鹿児島市医師会	電 話：099-226-3737 FAX：099-225-6099	〒892-0846 鹿児島市 加治屋町 3-10
川内市医師会	電 話：0996-23-4612 FAX：0996-20-2647	〒895-0076 薩摩川内市 大小路町 70-26
鹿屋市医師会	電 話：0994-43-4757 FAX：0994-44-3542	〒893-0064 鹿屋市 西原 3-7-39
枕崎市医師会	電 話：0993-72-5059 FAX：0993-72-9223	〒898-0062 枕崎市 寿町 102-1
いちき串木野市医師会	電 話：0996-32-7955 FAX：0996-32-9334	〒896-0016 いちき串木野市 桜町 38
伊佐市医師会	電 話：0995-22-0589 FAX：0995-22-6659	〒895-2521 伊佐市 大口鳥巣 450
指宿医師会	電 話：0993-34-2820 FAX：0993-34-2822	〒891-0504 指宿市 山川新生町 35 番
南薩医師会	電 話：0993-53-6062 FAX：0993-53-6060	〒897-0001 南さつま市 加世田村原 1-3-13
日置市医師会	電 話：099-273-6669 FAX：099-273-4140	〒899-2503 日置市 伊集院町妙円寺 1-72-10
薩摩郡医師会	電 話：0996-53-0326 FAX：0996-52-1609	〒895-1813 薩摩郡 さつま町 轟町 510
出水郡医師会	電 話：0996-63-0646 FAX：0996-62-6336	〒899-0202 出水市 昭和町 18-18
姶良地区医師会	電 話：0995-42-1205 FAX：0995-43-2044	〒899-5106 霧島市 隼人町 内山田 1-6-62
曾於医師会	電 話：0994-82-4893 FAX：0994-82-4894	〒899-8212 曾於市 大隅町 月野 894
肝属郡医師会	電 話：0994-22-3111 FAX：0994-22-3110	〒893-2301 肝属郡 錦江町 神川 135-3
肝属東部医師会	電 話：0994-65-0099 FAX：0994-65-0428	〒893-1207 肝属郡 肝付町 新富 470-1
熊毛地区医師会	電 話：0997-23-2548 FAX：0997-23-1031	〒891-3112 西之表市 栄町 2
大島郡医師会	電 話：0997-52-0598 FAX：0997-54-0597	〒894-0035 奄美市 名瀬 塩浜町 3-10
鹿児島大学医学部	電 話：099-275-6902 FAX：099-275-0039	〒890-0075 鹿児島 市桜ヶ丘 8-35-1

(2) 医療に関する協定（鹿児島県関係分）

区分（協定名等）	関係機関等	
	甲	乙
災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書	鹿児島県	鹿児島県 医薬品卸業協同組合
災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定書		鹿児島県 医科器械協会
災害時の医療救護活動に関する協定		公益社団法人 鹿児島県薬剤師会
災害救助に必要な医療ガス等の確保に関する協定書		一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 九州地域本部
災害時の医療救護活動に関する協定書		公益社団法人 鹿児島県医師会
災害時の歯科医療救護活動に関する協定		公益社団法人 鹿児島県歯科医師会
災害時の健康相談等の支援活動に関する協定書		公益社団法人 鹿児島県看護協会
空港医療救護活動に関する協定	中種子町	社団法人 種子島医師会

※ 協定の細部事項は、県計画（資料編）参照

9 防疫・衛生に関する資料

(1) ごみ処理等施設

【未来館（伊佐北始良環境管理組合）】

施設	概要	
	構成団体	伊佐市、湧水町
	施設	ストーク炉
	処理能力	80t／日 (40t×24時間×2炉)
	住所	伊佐市 菱刈南浦 880-56
	連絡先	0995-24-1500 (FAX 1501)

(2) リサイクル処理施設

【未来館（伊佐北始良環境管理組合）】

施設	概要	
	回収対象	可燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・その他
	処理能力	19t／5時間
	住所	伊佐市 菱刈南浦 880-56
	連絡先	0995-24-1500 (FAX 1501)

【三州リサイクルセンター（資源ごみ処理委託事業者）】

施設	概要	
	回収対象	資源ごみ・粗大ごみ・その他
	住所	湧水町 木場 3301-1
	連絡先	0995-54-1200

(3) し尿処理施設

【湧水町衛生処理場】

施 設	概 要	
	処 理 能 力	25 k1／日 (生し尿15kl、浄化槽汚泥10kl)
	住 所	湧水町 恒次 5番地
	連 絡 先	0995-74-2179

(4) 埋設処分地施設

【吉松一般廃棄物最終処分場】

施 設	概 要	
	処 理 能 力	埋立て容量 1万1,175m³
	処 理 方 式	セル方式に基づくサンドイッチ方式
	住 所	湧水町 中津川 1858-1
	連 絡 先	0995-75-3352

【栗野一般廃棄物最終処分場】

施 設	概 要	
	処 理 能 力	埋立て容量 9,498m³
	処 理 方 式	セル方式に基づくサンドイッチ方式
	住 所	湧水町 恒次 1476-4
	連 絡 先	0995-74-4444

(5) ごみ収集・運搬機材（収集運搬業務委託）

【ごみ収集車両の保有状況等】

ごみ委託		ごみ許可		合 計	
(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
9	26	9	26	18	52

(6) し尿収集・運搬機材（収集運搬業務委託）

【バキューム車両の保有状況等】

し尿委託		し尿許可		合 計	
(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
0	0	7	23	7	23

10 輸送に関する資料

(1) 離着陸場所（ランデブーポイント）一覧

平成29年2月21日現在

消防本部（局）名	離着陸場場所	
	名 称	所在地
伊 佐 湧 水	・ 川内川栗野防災センター	湧水町木場40（川内川左岸）
	・ 湧水町立栗野中学校	湧水町木場790
	・ 町営グラウンド	湧水町木場1396
	・ 湧水町立上場小学校	湧水町木場4115-1
	・ 老竹コミュニティグラウンド	湧水町木場5354
	・ 吉松体育館前広場	湧水町中津川607
	・ 山下スカイパーク	湧水町般若寺651番地1
	・ 魚野テイクオフ場	湧水町般若寺国有林1115
	・ 吉松公園グラウンド	湧水町川西545
	・ 湧水町立吉松中学校	湧水町川西2137-1

(2) ヘリコプター発着予定地

枝 番 号	場外離着陸場の名称	住 所 等	緯度 (N)
伊湧 - 8	吉松公園グラウンド	川西545	32° 01' 01"
		管 理	連絡先
		生涯学習課	0995-75-2526

枝 番 号	場外離着陸場の名称	住 所 等	緯度 (N)
伊湧 - 9	川内川 栗野防災センター	木場13	31° 57' 08"
		管 理	連絡先
		総務課	0995-74-3111

(3) ヘリコプター緊急時離着陸場予定地（場外着陸場を含む。）

場外離着陸場の名称	住 所	面 積
① 町営グラウンド	湧水町 木場 1396 連絡先 0995-74-3111	

場外離着陸場の名称	住 所	面 積
② 轟地区トレーニングセンター	湧水町 恒次1682 連絡先 0995-74-2925	

場外離着陸場の名称	住 所	面 積
③ 湧水町立上場小学校	湧水町 木場4115-1 連絡先 0995-74-2712	

場外離着陸場の名称	住 所	面 積
④ 湧水町立幸田小学校	湧水町 幸田1767-1 連絡先 0995-74-2708	

場外離着陸場の名称	住 所	面 積
⑤ 湧水町立栗野中学校	湧水町 木場790 連絡先 0995-74-2023	

場外離着陸場の名称	住 所	面 積
⑥ 川内川栗野防災センター	湧水町 木場13 連絡先 0995-74-3111	

場外離着陸場の名称	住 所	面 積
⑦ 湧水町立吉松小学校	湧水町 中津川476 連絡先 0995-75-2008	

場外離着陸場の名称	住 所	面 積
⑧ 湧水町立吉松中学校	湧水町 川西2137-1 連絡先 0995-75-2014	

場外離着陸場の名称	住 所	面 積
⑨ 吉松公園グラウンド	湧水町 川西545 連絡先 0995-75-2111	

ヘリコプター発着予定地

伊湧－8		伊湧－9	
------	---	------	--

ヘリコプター緊急時離着陸場予定地

①		⑥	
②		⑦	
③		⑧	
④		⑨	
⑤		—	

余 白

11 危険物に関する資料

(1) 湧水町内危険物施設数

令和年5年12月現在

区分		栗野地区	吉松地区	湧水町計
危険物施設	施設計	38	17	55
	製造所	0	0	0
	貯蔵所	20	10	30
	屋内貯蔵所	4	3	7
	屋外タンク貯蔵所	5	2	7
	地下タンク貯蔵所	9	2	11
	移動タンク貯蔵所	1	2	3
	屋外貯蔵所	1	1	2
	取扱所	18	7	25
	給油取扱所	10	7	17
事業所数		26	12	38
参考事項 (主要緊急連絡先)	事業所名	住所	電話番号	
	あいら共同(株)栗野給油所	米永 466-1	74-3811	
	勝栗燃料(株)	木場 249-1	74-2234	
	幸田給油所	幸田 1279-3	74-2522	
	(株)大和商会セルフ湧水給油所	木場 137	74-2121	
	松川石油	田尾原 244-1	74-2586	
	(有)共栄産業	川西 1621-3	75-2074	

(2) ガス事業所

区分	事業者数	供給地点群数
湧水町	2	2
参考事項	事業所名	住所
	(株) Misumi ミスミガス湧水店	木場 277-5
	日通エネルギー九州(株) 湧水営業所	木場 654

※ 事業者数は、事業者の有無に関わらず、それぞれの市町村の供給地点群にガスを供給している事業者数を表す。

(3) 火薬類製造施設

町内該当施設なし

余 白

12 広域応援、自衛隊等の災害派遣等に関する資料

(1) 災害時応援協定

令和5年12月現在

番号	協定名	締結年月日	関係機関名等
1	九州縦貫自動車道における消防相互応援協定	昭和56年9月17日	都城市他7団体
2	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定※	平成19年6月27日	鹿児島県、鹿児島県市長会 鹿児島県町村会
3	大規模災害時における応援対策に関する協定	平成20年2月14日	栗野建設同志会
4	大規模災害時における応援対策に関する協定	平成20年2月14日	吉松建設同志会
5	災害時の医療救護に関する協定	平成20年2月14日	社団法人姶良郡医師会
6	湧水町地区災害復旧に関する覚書	平成20年7月9日	九州電力(株)霧島営業所
7	伊佐市と湧水町との間における消防相互応援協定	平成21年3月1日	伊佐市
8	緊急開口部の利用に関する覚書	平成21年5月12日	西日本高速道路(株) 九州支社都城管理事務所
9	環霧島会議防災相互応援協定※	平成21年5月19日	都城市、高原町、小林市、えびの市 霧島市、曾於市
10	湧水町における大規模な災害時の応援に関する協定	平成23年8月18日	国土交通省九州地方整備局
11	災害時の応急対策の協力に関する基本協定	平成24年2月17日	社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び鹿児島県土地家屋調査士会
12	災害時等の相互応援に関する協定※	平成24年3月30日	人吉市、えびの市、伊佐市
13	災害時における救援物資の提供に関する協定	平成25年12月17日	サントリービバレッジサービス株式会社
14	災害時における(LPガス等)応急生活物資の供給に関する協定	平成25年12月17日	鹿児島県LPガス協会姶良霧島支部
15	災害発生時における湧水町及び湧水町関係郵便局の協力に関する協定	平成29年7月1日	日本郵便株式会社(湧水町内郵便局及び加治木郵便局)
16	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	平成29年7月18日	西日本電信電話株式会社鹿児島支店
17	森林灾害協定	平成30年5月31日	鹿児島県姶良・伊佐地域振興局、鹿児島県森林土木協会、霧島市、伊佐市、姶良市
18	大規模災害時における相談業務等の応援に関する協定	平成30年8月22日	鹿児島県行政書士会
19	鹿児島県内消防相互応援協定※	平成30年12月20日	鹿児島県内市町村、消防の一部事務組合
20	災害発生時における相互協力に関する協定	平成31年3月18日	鹿児島刑務所
21	湧水町・南大隅町災害時相互応援協定※	令和1年12月16日	南大隅町
22	災害に係る情報発信等に関する協定	令和2年9月10日	ヤフー株式会社
23	「湧水町」と「あいら農業協同組合」との包括連携協定	令和2年1月20日	あいら農業協同組合
24	一般廃棄物処理に係る相互支援協定※	令和2年11月16日	姶良市、伊佐市、霧島市、さつま町 伊佐北姶良環境管理組合
25	防災パートナーシップに関する協定	令和2年12月1日	株式会社南日本放送
26	災害時における物資供給に関する協定	令和4年2月22日	NPO法人コメリ災害対策センター
27	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	令和4年12月1日	株式会社デベロップ
28	災害発生時における支援協力に関する協定	令和5年2月27日	MEC Industry 株式会社

(2) 自衛隊の災害派遣（撤収）要請様式（市町村関係分）

様式2

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

湧水町長

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条1項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の状況および自衛隊の災害派遣が必要な事由

(1) 災害の状況

(2) 自衛隊の災害派遣が必要な事由

2 派遣を希望する期間

令和□年□月□日（□□時□□分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3 自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

様式4

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

湧水町長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

令和□年□月□日付け 第□□□□号で要請したこのことについては、下記のとおり
派遣部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収日時 令和□年□月□日 □□時□□分

2 撤収理由

3 その他必要事項

余 白

13 防災組織に関する資料

(1) 湧水町防災会議条例

○ 湧水町防災会議条例

平成17年3月22日
条例第183号

(趣旨)

第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項及び水防法(昭和24年法律第193号)第34条第5項の規定に基づき、湧水町防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。(平30条例10・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 湧水町の地域防災計画及び水防計画を作成し、その他災害対策に関し重要な事項について調査審議する。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(防災会議の組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者(2人以内)
 - (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者(4人以内)
 - (3) 本町の区域を管轄する警察署の署長
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者(8人以内)
 - (5) 議会議長
 - (6) 副町長
 - (7) 教育長
 - (8) 伊佐湧水消防組合消防長及び南消防署長
 - (9) 消防団長
 - (10) 土地改良区理事長(2人以内)
 - (11) 区長(2人以内)

- (12) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
(2人以内)
 - (13) 陸上自衛隊第12普通科連隊長及び第24普通科連隊長又は連隊長が指名する自衛官
 - (14) その他町長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。
- (平27条例23・平30条例10・一部改正)

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

- 第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成19年3月12日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月12日条例第23号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成27年6月10日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月1日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 湧水町防災会議委員

区分	防災会議委員	備 考
1	湧水町長（会長）	
2	川内川河川事務所菱刈出張所長	
3	姶良・伊佐地域振興局 総務企画部長	
4	姶良・伊佐地域振興局 農林水産部長	
5	姶良・伊佐地域振興局 建設部長	
6	姶良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部長	
7	伊佐湧水警察署長	
8	伊佐湧水消防組合 消防長	
9	伊佐湧水消防組合 南消防署長	
10	湧水町消防団長	
11	湧水町 副町長	
12	湧水町 教育長	
13	湧水町 総務課長	
14	湧水町 地域総務課長	
15	湧水町 建設課長	
16	湧水町 産業振興課長	
17	湧水町 住民税務課長	
18	湧水町 長寿福祉課長	
19	湧水町 健康増進課長	
20	湧水町教育委員会 教育総務課長	
21	湧水町栗野土地改良区理事長	
22	湧水町吉松土地改良区理事長	
23	湧水町区長 会長	
24	湧水町区長会 副会長	
25	西日本高速道路(株) 九州支社 宮崎高速道路事務所長	
26	西日本高速道路(株) 九州支社 鹿児島高速道路事務所長	
27	陸上自衛隊第12普通科連隊 第3科長	
28	陸上自衛隊第24普通科連隊 第3科長	
29	湧水町議会議長	
30	地域防災アドバイザー	

(3) 防災関係機関一覧（関係分）

ア 指定地方行政機関

機 関 名	郵便番号	住 所	連 絡 先
九州管区警察局	812-0045	福岡市博多区東公園7-7	092-622-5000
九州総合通信局	860-8795	熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎 096-326-7334
九州財務局	860-8585	熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎 096-353-6351
九州厚生局	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル4F	092-707-1115
鹿児島労働局	892-0816	鹿児島市山下町13-21	099-223-8277
九州農政局	860-8527	熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎 096-211-9111
九州森林管理局	860-0081	熊本市西区京町本丁2-7	096-328-3512
九州経済産業局	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	福岡合同庁舎本館 092-482-5405
九州産業保安監督部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	福岡合同庁舎本館 092-482-5927
九州地方整備局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7	福岡第2合同庁舎 092-471-6331
九州運輸局	912-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	福岡合同庁舎新館 092-472-2312
大阪航空局	540-8559	大阪市中央区大手前4-1-76	大阪合同庁舎第4号館 06-6949-6211
国土地理院九州地方測量部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	福岡合同庁舎本館 092-411-7881
福岡管区気象台	810-0052	福岡市中央区大濠1-2-36	092-725-3601
第十管区海上保安本部	890-0068	鹿児島市東郡元町4-1	鹿児島第2地方合同舎 099-250-9800
九州地方環境事務所	860-0047	熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎 096-322-2400
九州防衛局	862-0901	福岡市博多区博多駅東2-10-7	福岡第2合同庁舎 092-483-8811

イ 関係自衛隊

機 関 名	郵便番号	住 所	連 絡 先
陸自第12普通科連隊	899-4322	霧島市国分福島2-4-14 (国分駐屯地)	0995-46-0350
海自第1航空群	893-0064	鹿屋市西原3-11-2 (鹿屋基地)	0994-43-3111
陸自第8施設大隊	895-0053	薩摩川内市冷水町539-2 (川内駐屯地)	0996-20-3900

ウ 指定公共機関

機 関 名	郵便番号	住 所	連 絡 先
西日本電信電話(株)	892-0833	鹿児島市松原町4-26 (鹿児島支店)	099-227-9689
日本郵便(株)	890-0053	鹿児島市中央町1-2 (鹿児島中央郵便局)	099-252-4188
日本銀行	890-0052	鹿児島市上之園町5-15 (鹿児島支店)	099-259-3220
日本赤十字社	890-0064	鹿児島市鴨池新町1-5 (鹿児島県支部)	099-252-0600
日本放送協会	890-0061	鹿児島市天保山町19-20 (鹿児島放送局)	099-253-6615
西日本高速道路(株)	812-0013	福岡市博多区博多東駅3-13-15 (九州支社)	092-260-6123
九州旅客鉄道(株)	890-0045	鹿児島市武1-2-1 (鹿児島支社)	099-256-0165
日本貨物鉄道(株)	803-0812	福岡県北九州市小倉北区室町3丁目2番57号 (九州支社)	093-583-6201
日本通運(株)	892-0812	鹿児島市浜町1-8 (鹿児島支店)	099-226-6111
九州電力(株)	890-8558	鹿児島市与次郎2-6-16 (鹿児島支社)	099-285-5268

工 指定地方公共機関

機 関 名	郵便番号	住 所	連 絡 先
株式会社南日本放送	890-8570	鹿児島市高麗町5-25	099-254-7111
鹿児島テレビ放送株式会社	890-8666	鹿児島市紫原6-15-8	099-258-1111
株式会社鹿児島放送	890-8571	鹿児島市与次郎2-5-12	050-3816-4799
株式会社鹿児島讀賣テレビ	890-8574	鹿児島市与次郎1-9-34	099-285-5575
株式会社エフエム鹿児島	892-8579	鹿児島市東千石町1-38	鹿児島商工会議所ビル3F 099-227-0798
公益社団法人鹿児島県医師会	890-0053	鹿児島市中央町8-1	099-254-8121
公益社団法人鹿児島県歯科医師会	892-0841	鹿児島市照国町13-15	099-226-5291
公益社団法人鹿児島県看護協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町21-5	099-256-8081
公益社団法人鹿児島県薬剤師会	890-8589	鹿児島市与次郎2-8-15	099-257-8288
一般社団法人鹿児島県建設業協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町6-10	鹿児島県建設センター内 099-257-9211

才 鹿児島県

機 関 名	郵便番号	住 所	連 絡 先
鹿 児 島 県 庁	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
姶良・伊佐地域振興局	899-5212	姶良郡加治木町諏訪町12	0995-63-3111
東 京 事 務 所	102-0093	東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館12階	03-5212-9060
防災航空センター	898-0032	枕崎市別府8925	0993-73-2881

力 警察署

機 関 名	郵便番号	住 所	連 絡 先
伊 佐 淑 水 警 察 署	895-2511	鹿児島伊佐市大口里2786-1	0995-22-0110
伊佐湧水警察署栗野交番	899-6201	湧水町木場636-5	0995-74-2131
伊佐湧水警察署吉松駐在所	899-6102	湧水町中津川916-3	0995-75-2023

キ 消防本部等

機 関 名	郵便番号	住 所	連 絡 先
伊佐湧水消防組合	895-2505	伊佐市大口目丸132-1	0995-22-0119
霧 島 市 消 防 局	899-4332	霧島市国分中央3-41-5	0995-64-0119
姶 良 市 消 防 本 部	899-5241	姶良市加治木町記だ2040	0995-63-3287
さ つ ま 町 消 防 本 部	895-1816	薩摩郡さつま町時吉366	0996-52-0119

ク 市町村

機 関 名	郵便番号	住 所	連 絡 先
伊 佐 市	895-2511	伊佐市大口里1888 (総務課)	0995-23-1111
霧 島 市	899-4394	霧島市国分中央3-45-1 (安心安全課)	0995-45-5111
姶 良 市	899-5492	姶良市宮島町25 (危機管理課)	0995-66-3111
さ つ ま 町	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2 (安全安心対策課)	0996-53-1111
南 大 隅 町	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226 (総務課)	0994-24-3111

14 報道機関一覧

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X
南日本新聞社	890-8603	鹿児島市与次郎 1-9-33	099-813-5144 (報道部)	099-256-1630
西日本新聞社 鹿児島支局	892-0844	鹿児島市山之口町 12-14-2F	099-222-9255	099-222-9257
日本経済新聞社 鹿児島支局	892-0841	鹿児島市照国町 14-17	099-222-2322	099-225-1540
読売新聞社 鹿児島支局	892-0844	鹿児島市山之口町 1-10-9F	099-222-7370	099-805-3333
毎日新聞社 鹿児島支局	892-0847	鹿児島市西千石町 1-32-501	099-223-7331	099-223-7332
朝日新聞社 鹿児島総局	892-0842	鹿児島市東千石町 3-43	099-222-3151	099-227-0424
南海日日新聞 鹿児島総局	890-0056	鹿児島市下荒田 4-46-23	099-285-1257	099-285-1733
共同通信社 鹿児島支局	890-8603	鹿児島市与次郎 1-9-33 (南日本新聞社内)	099-256-1777	099-256-1766
時事通信社 鹿児島支局	892-0821	鹿児島市名山町 1-3-42 4F	099-226-0565	099-226-0566
NHK鹿児島放送局	892-8603	鹿児島市本港新町 4-6	099-805-7110	099-227-8114
MBC南日本放送	890-8570	鹿児島市高麗町 5-25	099-254-7111	099-259-0200
KTS鹿児島テレビ放送	890-8666	鹿児島市紫原 6-15-8	099-258-1111	099-254-5602
KKB鹿児島放送	890-8571	鹿児島市与次郎 2-5-12	050-3816-5111	099-257-5762
KYT鹿児島讀賣テレビ	890-8574	鹿児島市与次郎 1-9-34	099-285-5575	099-285-5503
エフエム鹿児島	892-8579	鹿児島市東千石町 1-38 (鹿児島商工会議所ビル3F)	099-239-1133	099-239-1120

15 津波災害の参考（県計画の抜粋）

町は、津波災害対策の計画作成対象自治体ではないが、県民の「津波による死者数をゼロ」にする目標達成に向けて、町民が理解すべき事項を整理、抜粋して記述する。

（1）津波避難計画を策定する市町村の範囲

鹿児島県は、希ではあるが過去に南海トラフ地震や桜島の海底噴火等に伴い津波の被害を受けた記録があるので、県が作成した津波の浸水想定等により、津波による浸水が想定される市町村においては、速やかに津波避難計画を策定する必要がある。

また、これらの市町村に限らず、東日本大震災における津波被害の状況や国が想定した南海トラフの巨大地震による津波などを踏まえるとともに、想定以上の津波発生の可能性も考慮した上で、「自分の命（地域）は自分で守る」、「強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合はすぐ避難」といった住民の率先避難を促す津波防災教育・啓発の実施や過去に津波被害が発生していない場合であっても、少なくとも大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合の対策を講じておく必要があることなどから、海岸線を有する全ての市町村において、想定にとらわれず行動ができるような津波避難計画を策定することが望ましいとされる。

（2）津波災害対策編で示された目標

地震等防災・減災対策の目標

【基本的な考え方】

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える必要がある。

県では、東日本大震災の教訓や県地域防災計画検討有識者会議の意見、県地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性をとりまとめている。

【減災目標】

- 地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を今後10年で50%以上減少させる。
- 津波による死者数をゼロにする。

【取組の方向性】

- ・ 「命を守る」（人的被害の抑止）、「くらしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・ 多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・ 巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせて実施する。
- ・ 海岸線が長く、多くの火山や島嶼を有するなどの本県の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・ 県、市町村、関係機関、県民等が一体となって取り組む。

(3) 鹿児島県の地域特性

ア 位 置

わが国の西南部・九州の南端に位置し、その広がりは、東西約270km、南北600km、総面積9,166.58km²、九州本土に属する薩摩、大隅の二大半島及び長島、甑島、草垣島、宇治群島並びに西南に延びる種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等の島嶼からなっている。

イ 地形・地質

地形は、一般に火山系、小河川と点在する小平野及び2,643kmに及ぶ長い海岸線が支配的で、火山噴出物の堆積からなるいわゆるシラス台地、丘陵地が大規模に広がっているのが特徴である。

すなわち、古期岩層より構成される600～800mの山系が本土部の骨格をなし、この山麓を覆ってシラス台地、シラス丘陵地が広く発達し、地形を単調にしている。これらの山系に端を発し各斜面に向かって流れる河川は、川内川をはじめ菱田川、天降川、肝属川、万之瀬川等があるが、川内川(137km)を除けばほとんど50km未満の短い河川で、したがって平地も、2～3の河川の河口付近にややまとまってみられる他は、河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より西南に延びる島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、種子島、奄美群島中の喜界島、沖永良部島、与論島の低平な島を除いては、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢を持つ鹿児島県は、他の県に比較して風害、水害、浪害等の発生が多く、津波や地震による被害を受けやすい。

(4) 鹿児島県の津波災害履歴及び災害特性

記録に残る県内の津波による被害は、1605年（慶長9年12月16日）に大隅から薩摩にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建物も人も多数被害を受けたとか、1707年（宝永4年10月4日）に地震で海水が大いに溢れて種子島東側の浦で人家が10軒流失したというものがある。

また、桜島の安永噴火における海底噴火に伴い大きな津波が生じ、6人を引き去ったという記録もある。

近年では、1960年（昭和35年5月23日）のチリ地震津波で、日本各地は発震後ほぼ一昼夜を経て津波の襲来を受けているが、県内でも各地に浸水による被害が発生し、特に奄美大島では、637戸の床上浸水、1,321戸の床下浸水による災害が発生している。

因みに、日向灘で大規模な地震が発生した場合、津波の第一波は、発震後20分以内で大隅東岸に到達することになり、これが満潮時と重なると更に災害を大きくすることになる。記録された事例は少ないが、県においても過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想される。

また、国が想定した南海トラフ巨大地震による津波への対応も検討する必要がある。

津波被害の記録（江戸時代までのもの。）	
南海トラフ沿いの地震による津波	<p>【慶長地震津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 慶長9年12月16日（1605年2月3日）のマグニチュード8クラスの南海トラフ沿いの地震による。 ・ 県域での遡上域など被害は未詳だが、東目【大隅】から西目【薩摩】にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建屋のことは言うに及ばず、人も多数被害を受けた旨の記録（樺山權左衛門尉久高の譜の中の島津義久書状）がある。 <p>【外所地震による津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寛文2年9月20日（1662年10月31日）に日向灘で起きたマグニチュード7クラスの「外所（とんところ／とんどころ）地震」による津波は、延岡市付近で3～4m、宮崎市付近で4～5m、志布志湾付近で2～3mと推定されている。 ・ 寛文2年10月（1662年11月）に、大隅が大地震で【山が崩れ、海が埋まり】海が、陸となった旨の江戸時代の記録（続史愚抄、玉露叢、三国名勝図会）があったが、明治以降の災害資料集（日本震災凶饉攷ほか）で、外所地震と混同されてか、大隅も陸が海となったとされた。 <p>【宝永地震津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宝永4年10月4日（1707年10月28日）のマグニチュード8超の南海トラフ沿いの地震による津波で、大分・宮崎では死者や多くの家屋の流失の記録があり、津波高3～4mと推定されている。 ・ 地震で潮水が大いに溢れ、【西之表市太平洋側の】現和村の庄司浦で、人家が十軒流失したとの記録（種子島家の家譜）があり、種子島北部での津波高5～6mと推定した論文（羽鳥1985）がある。
桜島沖海底噴火に伴う津波	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安永8年10月1日（1779年11月9日）からの桜島の噴火の際、島の北東側に1年程で、9島【その後の合体や浸食により現存は4島】が生成したが、海底噴火に伴う津波が安永9年7月6日（1780年8月6日）以降記録されている。 ・ 安永9年8月11日（1780年9月9日）は、浪が上がること三丈【9m】ほど、【島の西部で城下側に突き出した袴腰北側の】小池浜辺りで、二丈【6m】ほどで、10月4日（10月31日）も大浪上がるとの記録がある。大波で【福山町など】近くの町や田や人家等に被害を与え、城下にまで高汐が揚がり、海辺の侍屋舗並びに町家を破損した所が多く、屋舗417ヶ所・家798軒・石垣2km等の被災と人的被害はなかったことが幕府に報告されている。 ・ 安永10年3月18日（1781年4月11日）、高免村の前にできた島が燃え上り、泥を吹き上げる量が膨大で、【小池村の浜に十度、高さ七八間【13・14m】程など】津浪の上がる規模が大きく、白浜村の男5人・女1人が波にさらわれ亡くなり、谷山からの漁師3人死亡・4人不明という記録がある分や、噴出物による被災者を含むと思われる死者8人・行方不明者7人の幕府への報告がなされている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寛延元年8月（1748年9月）の串木野・羽島や寛政元年（1789年）の串木野・島平の海沿いの神社（神社仏閣調帳）と寛延元年9月2日（1748年9月24日）の市来・湊町の地頭館（三国名勝図会）に津波があり、宝物や書類が流失したとあるが、波源となる地震が推定されておらず、少なくとも最後の日付については、大風が吹いて薩摩半島は大潮で、市来・串木野では海辺の家が流れ、破損して死人もあったらしいとの記録（三州年代記）がある。 ・ 安永7年8月7日（1778年9月27日）に沖永良部・湾の代官仮屋まで津波が遡上し、石垣が崩れ大魚が打ちあがった記録（沖永良部島代官系図）があるが、地震が推定されておらず、同日及び翌日に大風があって高倉が多数倒れ、船が流失したとの大島の記録（大島代官記）があり、台風など気象による高潮が疑われる。

(5) 南海トラフ地震と津波の想定

区分	内容等
想定	<p>県が、平成24年度から25年度にかけて行った地震等災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、最も影響を与えるケースは、県内で最大震度6強の揺れと最大津波高12.01メートルの津波が想定されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>地震動の影響</p> <p>最大震度「6弱」 町の全域で「震度5強」以上が想定される。</p> <p>津波の影響</p> <p>町への直接の被害はない。一方で通勤、通学者への影響や災害時相互応援協定を締結した南大隅町では5m以上の津波が想定されている。</p> </div> <div style="width: 45%;"> </div> </div>
時間差発生の想定	<p>南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は、約2年間の間隔を置いて地震が発生している。</p> <p>このため、南海トラフ沿いで、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。</p>

(6) 避難指示を判断する情報と判断基準の考え方（津波に関する発令事項）

発令	警報等と津波の高さ		避難対象地域
避難指示	大津波警報	10m超	最大クラスの津波により浸水が想定される地域
		10m	
		5m	
	津波警報	3m	海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域
	津波注意報	1m	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事するもの、海水浴、乗客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域

(7) 関係市町村が策定する津波避難計画の目的等

1 目的

将来発生が想定される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が収束するまでの概ね数時間から2、3日のあいだ、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画に用いられる用語の意味

津波避難計画に使用される用語の意味は、次のとおりである。

(1) 津波の浸水想定区域

最大クラスの津波が、悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び浸水深をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波の浸水想定区域に基づき市町村が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、浸水区域よりも広い範囲で指定する。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難する場合の道路で、市町村が指定に努める。

(5) 避難経路

避難する場合の道路で、自主防災組織、住民等が設定する。

(6) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあります。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

(8) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市町村が指定する。

(9) 避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。市町村が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

(8) 通勤、通学等で被害を避けるために町民が事前に確認すべき事項

関係市町が策定する津波避難計画の内、万一に備えて、特に下記の事項について、確認することが望ましい。

1 津波の浸水想定区域及び到達予想時間の設定

想定地震：○○地震 (M○○)
想定震度：震度○
想定する津波の高さ：最大○○m

2 具体的な避難の要領

避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難場所、避難困難地域、避難ビル等

避難対象 地 域	避難困難 地 域	避難路・避 難 経 路	避難目標 地 点	緊急避難 場 所	津波避難 ビ ル 等	備 考
		関係市町計画を確認 (※ さらに現地を確認することが望ましい。)				
		《様式の一例》				

3 発令基準、伝達（情報入手）方法等

(1) 避難指示の発令基準

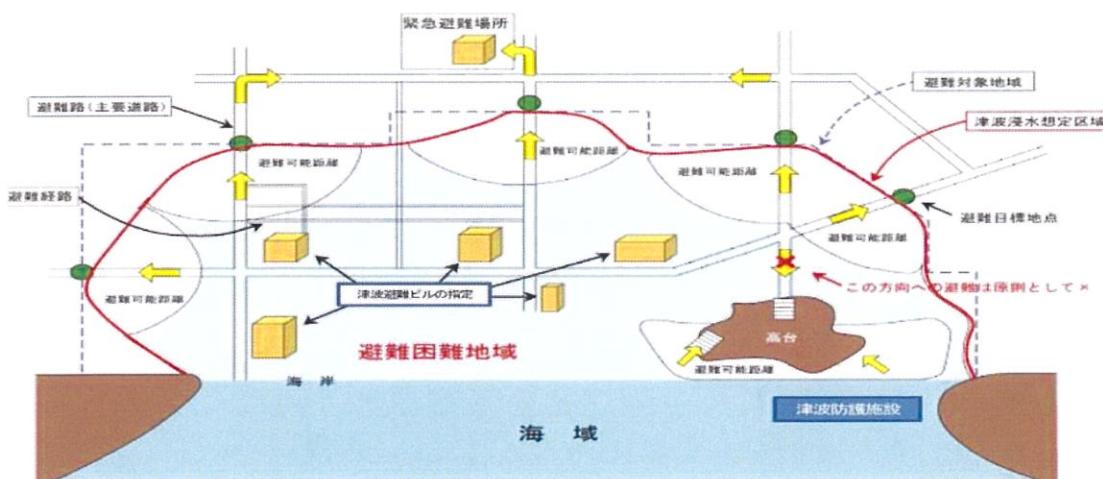
- 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合
- 停電、通信途絶等により、津波注意報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長いゆれを感じた場合

(2) 伝達方法等

- 発令時期、避難指示の発令手順、伝達内容、伝達手段、伝達系統 等

【避難の参考】

津 波 避 難 計 画 の 概 要 図



16 その他

(1) 各種計画の定型

- ・ 避難確保計画（定型）（支援ツール）
- ・ 地区防災計画（様式）（一例）
- ・ 個別避難計画（様式）（一例）

(2) 各種事態の参考

- ・ 町内飼育農場の概要等

余 白

避 難 確 保 計 画



20〇〇年〇〇月

(施設名)

目 次

1. 要配慮者利用施設について	1
2. 水防法の改正について	1
3. 避難確保計画におけるステップ	1
4. 計画の目的	1
5. 計画の報告	2
6. 計画の適用範囲	2
7. 避難経路図	2
8. 防災情報の収集・伝達	3
9. 防災体制	4
10. 避難誘導	5
11. 避難の確保を図るための資機材等の整備	6
12. 防災研修及び訓練の実施	6
13. 職員緊急連絡網	7
14. 外部機関等への緊急連絡先	8
15. 施設利用者対応一覧表	9
16. 防災体制組織図	10
17. その他	11
訓練実施結果報告書（様式例）	

1. 要配慮者利用施設について

要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設など、避難をする際に支援を必要とする防災上の配慮が必要な方が利用する施設のことをいいます。

2. 水防法の改正について

近年、全国各地で大規模な水害が起こっていることから、水害からの「逃げ遅れゼロ」を実現し、水害被害の軽減のため、平成29年6月に水防法が改正されました。

この水防法改正により、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練の実施及び計画（避難確保計画）の作成が義務として課されることとなりました。

また、避難確保計画を作成したとき、変更したときは市町村長（湧水町長）に報告する必要があります。

3. 避難確保計画におけるステップ

処置順次	内 容
ステップ1	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップで災害リスク（危険性）を確認する。 避難経路を確認する。
ステップ2	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報の収集方法と伝達方法を確認する。
ステップ3	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用者を避難誘導する体制（役割）を整える。
ステップ4	<ul style="list-style-type: none"> いざという時に備え、食糧や水、土のうなどを備蓄する。
ステップ5	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練を実施する。

4. 計画の目的

この避難確保計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

水防法第15条の3第1項 第十五条第一項の規定により、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

5. 計画の報告

避難確保計画を作成及び見直しを行ったときは、水防法第15条の3第2項に基づき地帶なく、市町村長（湧水町長）へ報告する。

水防法第15条の3第2項 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

6. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用するすべての者に適用するものとする。

施設の状況				
平 日			休 日	
区 分	利 用 者	職 員	利 用 者	職 員
昼 間	名	名		
夜 間	名	名	名	名

7. 避難経路図

洪水時の避難場所は、以下の場所とする。

施設所在地	
避 難 場 所	
避難経路図	※ 施設から避難先までの避難経路図を貼付してください。

8. 防災情報の収集・伝達

(1) 防災情報の収集

収集する情報		収集方法
気象情報	① 雨雲の動きなど ② 大雨、洪水注意報 大雨、洪水警報 ③ 土砂災害警戒情報 ④ 大雨特別警報	<input type="checkbox"/> 気象庁ホームページ <input type="checkbox"/> 県防災ホームページ <input type="checkbox"/> テレビ放送（データ放送） <input type="checkbox"/> Yahoo!防災速報 スマートフォン 等 • • •
洪水予報・河川水位情報	① 水没注意情報 ② 水没警戒情報 ③ 水没危険情報 ④ 水没発生情報	<input type="checkbox"/> 県河川防災情報ホームページ <input type="checkbox"/> 県防災ホームページ <input type="checkbox"/> 川の防災情報ホームページ 「早よ見やん川内川」 川内川水位 <input type="checkbox"/> テレビ放送（データ放送） • • •
避難情報	① 警戒レベル3 高齢者等避難 (※ 災害のおそれあり) ② 警戒レベル4 避難指示 (※ 災害のおそれ高い) ③ 警戒レベル5 緊急安全確保 (※ 災害発生又は切迫)	<input type="checkbox"/> 防災無線 <input type="checkbox"/> テレビ放送（データ放送） <input type="checkbox"/> 県防災ホームページ <input type="checkbox"/> 湧水町ホームページ <input type="checkbox"/> 湧水町エリアメール <input type="checkbox"/> Yahoo!防災速報 • • •

(2) 防災情報の伝達

ア 職員間の情報共有

施設内の連絡網にもとづき、館内放送や携帯電話等を用いて、気象情報や河川の情報、避難情報などを職員間で情報共有を図る。

イ 施設利用者関係者との情報共有

施設利用者を避難させる場合は、利用者の家族等に避難時期や避難場所等の情報を連絡する。

9. 防災体制

(1) 注意体制の確立 「注意体制を確立し、防災情報を収集します。」

注意体制確立の判断時期	
活動内容	対処要員
・ 気象情報などの情報収集	・
・ 施設管理者等への報告 等	・
・	
・	



(2) 警戒体制の確立 「警戒体制を確立し、要配慮者の避難誘導等を行います。」

警戒体制確立の判断時期	
活動内容	対処要員
・ 気象情報などの情報収集	・
・ 施設利用者の家族等への事前連絡	・
・ 避難に必要なものの準備	・
・ 要配慮者の避難誘導	
・ 避難経路の確認 等	



(3) 非常体制の確立 「非常体制を確立し、命を守るため最善の行動をとります。」

非常体制確立の判断時期	
活動内容	対処要員
・ 施設内全体の避難誘導	・
・	・
・	
・	

10. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所は下表のとおりとし、屋内安全確保を図る場合は、あらかじめ備蓄物資を用意する。

また、悪天候での避難や夜間の避難は、危険を伴うことから、洪水ハザードマップにおいて想定されている浸水深が浅く、かつ建物が堅牢で倒壊のおそれがない場合は屋内安全確保（2階への避難など）を図るものとする。

名 称 等			移動距離	移動手段
洪 水	避 難 先		○○○○m	<input type="checkbox"/> 徒 歩 <input type="checkbox"/> 車両（ ）台
	屋内安全確保		○○m	<input type="checkbox"/> 徒歩等
土 砂 災 害	避 難 先		○○○○m	<input type="checkbox"/> 徒 步 <input type="checkbox"/> 車両（ ）台
	屋内安全確保		○○m	<input type="checkbox"/> 徒歩等
台 風（暴風）	避 難 先		○○○○m	<input type="checkbox"/> 徒 步 <input type="checkbox"/> 車両（ ）台
	屋内安全確保		○○m	<input type="checkbox"/> 徒歩等

(2) 避難経路

避難先までの避難経路は、「7. 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導の方法

- ① 避難先までの順路や道路状況を確認し、職員間で情報を共有する。
- ② 避難先までの順路や道路状況について、利用者に説明する。
- ③ 避難誘導の際は、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ④ 避難誘導員は、ライフジャケット等を着用し、利用者と識別しやすい服装を心がける。
- ⑤ 避難誘導員は、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなど、避難経路上の危険箇所を周知する行動を心がける。
- ⑥ 浸水するおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者の有無を確認する。

11. 避難の確保を図るための資機材等の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材については、下表のとおりとする。

これらの資機材等は、使用方法に習熟するとともに、日ごろから維持管理に努めるものとする。

備蓄品（基準）			
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ	<input type="checkbox"/> ラジオ	
	<input type="checkbox"/> タブレット	<input type="checkbox"/> 携帯電話	
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 電池	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（職員、利用者）	<input type="checkbox"/> 案内旗	
	<input type="checkbox"/> ライフジャケット等	<input type="checkbox"/> 拡声器	
	<input type="checkbox"/> 蛍光塗料	<input type="checkbox"/> 携帯電話	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設内の一時避難 (安全確保)	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 食糧	
	<input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> 防寒具	
	<input type="checkbox"/> 消毒液	<input type="checkbox"/> 体温計	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利 用 者	<input type="checkbox"/> おむつ	<input type="checkbox"/> おしりふき	
	<input type="checkbox"/> 常備薬	<input type="checkbox"/> おんぶひも	
	<input type="checkbox"/> 粉（又は液体）ミルク	<input type="checkbox"/> 消毒液	
	<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> 体温計	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
そ の 他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/> ごみ袋	
	<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> テッシュペーパー	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
浸水対策	<input type="checkbox"/> 土のう	<input type="checkbox"/> 止水板	
	<input type="checkbox"/> スコップ	<input type="checkbox"/> ビニールシート	
	<input type="checkbox"/> ロープ等	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

12. 防災研修及び訓練の実施

職員、施設利用者等への防災研修及び訓練は、年●回を基準に実施する。

また、必要に応じて、防災研修や訓練の年間計画を作成する。

13. 職員緊急連絡網 ※個人情報のため、町への提出不要

	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
	000-0000-0000	000-0000-0000	000-0000-0000
		<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
		000-0000-0000	000-0000-0000
	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
	000-0000-0000	000-0000-0000	000-0000-0000
		<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
		000-0000-0000	000-0000-0000
	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
	000-0000-0000	000-0000-0000	000-0000-0000
		<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
		000-0000-0000	000-0000-0000
	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
	000-0000-0000	000-0000-0000	000-0000-0000
		<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
		000-0000-0000	000-0000-0000
	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
	000-0000-0000	000-0000-0000	000-0000-0000
		<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
		000-0000-0000	000-0000-0000
	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
	000-0000-0000	000-0000-0000	000-0000-0000
		<input type="text"/> ○○ ○○	<input type="text"/> ○○ ○○
		000-0000-0000	000-0000-0000

14. 外部機関等への緊急連絡先

連絡先	担当部署	電話番号	参考事項
湧水町役場	総務課	0995-74-3111	災害情報 避難情報 各種相談
	地域総務課	0995-75-2111	
	健康増進課	0995-74-3111	医療関係
	長寿福祉課	0995-74-3111	包括支援関係
	教育総務課	0995-75-2142	学校等教育関係
鹿児島地方気象台	防災ホットライン	099-250-9930	気象情報
川内川河川事務所	防災調査課	0996-22-3359	国管理河川の情報 洪水予報等
	菱刈出張所	0995-26-2459	河川の相談窓口
鹿児島県土木部	河川課（災害係）	099-286-3586	県管理河川の情報
	砂防課（砂防係）	099-286-3613	土砂災害の情報
警察	伊佐湧水警察署	0995-22-0110	住民生命等の保護 社会秩序交通維持
	栗野交番	0995-74-2131	
	吉松駐在所	0995-75-2023	
消防	南消防署	0995-74-3021	消防及び救急等
	吉松分遣所	0995-75-2605	
社会福祉協議会	事務局	0995-75-2200	社会福祉サービス 各種相談
高齢者等避難先 (開設時)	栗野保健センター	0995-74-3120	避難所関連の情報 各種相談
	吉松保健センター	0995-75-2111	
	いきいきセンター	0995-74-1811	

15. 施設利用者対応一覧表 ※個人情報のため、町への提出不要

対応内容	氏名	担当者	備考
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
<input type="checkbox"/> 単独歩行 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> その他()	●● ●●	○○ ○○	
【参考事項】			

16. 防災体制組織図 ※個人情報のため、町への提出不要

管理権限者（施設管理者） ●● ●●		※ 代行者 ●● ●●				
	業務内容 情報収集 及び 情報伝達	担当者 班長 () 班員 (名)	<input type="checkbox"/> 防災情報の収集 <input type="checkbox"/> 防災情報の記録 <input type="checkbox"/> 施設周辺の状況確認 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼びかけ <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
		業務内容 職員及び 利用者の 避難誘導	担当者 班長 () 班員 (名)	<input type="checkbox"/> 避難経路、避難先の確認 <input type="checkbox"/> 移動手段の確保 <input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
				【考慮事項】		
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導班は、避難対象者数や介助等の程度、運用できる職員数等を考慮して編成 ・ ・ ・ ・ 		

17. その他

訓練実施結果報告書（様式例）

施設名				
実施日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分まで			
実施場所				
想定災害 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他の災害()			
訓練種類・内容 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 図上訓練		<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練	
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練		<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練	
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練		<input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練	
	<input type="checkbox"/> その他() (訓練内容を適時自由記載)			
訓練参加者 ・ 参加人数	従業者(全員・一部) 名 (うちパート等 名) 施設利用者(全員・一部) 名 (うち通所者 名) その他訓練参加者 名 内訳・施設利用者の家族 ・地域の協力者 ・その他 名			
	職 氏名			
	<input type="checkbox"/> 避難支援に 要した人数 名 <input type="checkbox"/> 避難に 要した時間 時間 分			
	□避難先や避難経路の安全性(良好・不良)			
	(その他)			
	• •			
訓練によって確 認された課題と その改善方法等				
訓練記録作成者	職 氏名			

余 白

●●地区防災計画（一例）

令和●年●月
●●自主防災会

1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。

そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

東日本大震災の際、被災者の救出にあたって、活躍したのは地域の住民等であり、災害時においては、「自助」、「公助」とともに地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「〇〇地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。

《 自主防災組織の役割 》

区 分	目 標	具体的な役割
平 常 時	災害に備えるための活動を行います。	<input type="checkbox"/> 地区の安全点検 <input type="checkbox"/> 防災知識の普及や啓発 <input type="checkbox"/> 防災訓練
災 害 時	人命を守り、被害の拡大を防ぐための活動を行います。	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出や救護 <input type="checkbox"/> 情報の収集や伝達 <input type="checkbox"/> 避難所運営の協力

2 計画対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

●●地区防災計画は、次表の地区を対象として定めます。

対象地区名	世帯数	人口
○○区	○○世帯	○○人

(2) 計画策定主体

●●地区防災計画は、下記の団体が定めます。

団体名称	所在地	活動拠点
●●地区自主防災会	湧水町 ○○○○	○○公民館

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

【記載内容】

防災マップなどから、地区の地形的な特徴や地区で災害が発生しそうな場所など、災害に関する情報をここに記載します。

(例)

- 高低差の少ない平地に家屋等が多い地区である。
- 山間部の住宅地で斜面地が多い地区である。
- 大規模に開発されたニュータウンである。
- 砂防指定地に指定された場所がある。
- 対象地区内に土砂災害危険箇所がある。
- 川が過去に大雨で氾濫したことがある。

(2) 予想される災害

【記載内容】

地区の特性に合わせて、想定される災害（被害の状況）をここに記載します。

(例)

- 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。
○○川の氾濫や堤防の決壊、○○橋の損壊
○○地区周辺で家屋への浸水
○○地区でのがけ崩れ
- 地震、津波による災害
家屋の倒壊や火災
○○地区でのがけ崩れ
○○川の堤防の決壊、○○橋の損壊
液状化
- 暴風（竜巻など）による被害
家屋や電柱の倒壊

4 活動内容

(1) 平常時の取組

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人一人が防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、慌てず的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

(2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。

また、地区の被害状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

オ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

カ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人（要配慮者（避難行動要支援者））です。

こうした要配慮者（避難行動要支援者）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取り組みを着実に進めるため、個別計画を定めることが重要です。

ア 要配慮者（避難行動要支援者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者（避難行動要支援者）に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。

困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要支援者）とのコミュニケーションを図ります。

《 みんなで協力しながら支援を行う要配慮者 》

要配慮者名	住 所	連絡先	支援担当者

5 地区の防災対策（具体的な対策）

(1) 防災体制

組織名称等		地区の状況	
●●自主防災会		世帯数： 人 口：	事業所数： 従業員数：
1 組織の体制		役 員	電話番号
会 長			
副会長			
○○部長			
2 避難場所等		施設名	電話番号
○○集会所、会館			
○○小学校			
○○中学校			
○○○			
① 避難経路		防災マップのとおり	
3 緊急時の連絡先		連絡先	電話番号
湧水町役場			
姶良・伊佐地域振興局			
伊佐・湧水消防本部 ()			
伊佐・湧水警察署 ()			
○○病院			
九州電力○○営業所			
○○ガス			
災害用伝言ダイヤル（録音時）			
災害用伝言ダイヤル（再生時）			
4 その他 特記事項			

(2) 活動体制

班編成（例）

班 名	担当者名	平常時の役割	災害時の役割
総務班 （本部）	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体調整 ・ 関係機関との事前調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体調整 ・ 関係機関との調整 ・ 被害・避難状況の全体把握
情報班	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発・広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共機関等からの情報収集・伝達
消火班	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 器具の整備・点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓・消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出 ・ 救護班	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材・器具の整備・点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救出・応急手当・救護所等への搬送
避難誘導班	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の避難誘導
給食 ・ 給水班	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 器具の整備・点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊き出し等の給食・給水活動
福祉班	○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者（避難行動要支援者）への支援

(3) 地区の連絡網

情報班		
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
消火班		
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
救出・救護班		
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
総務班（本部）		
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
避難誘導班		
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
給食・給水班		
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
福祉班		
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000
○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000	☎ 000-0000-0000

(4) 防災関連施設

ア 医療機関

種 別	名 称	住 所	連絡先

イ 要配慮者（避難行動要支援者）施設

名 称	住 所	連絡先	備 考

ウ その他の施設

名 称	住 所	連絡先	備 考

(5) 防災資機材等

ア 保有防災資機材

名 称	物資名	数 量	備 考
○○倉庫 (住所) 湧水町 ○○○ ○○番地	・ ヘルメット ・ メガホン ・ リヤカー ・ 投光器 ・ 発電機	○○コ ○○コ ○○台 ○○コ ○○台	

イ 必要な資機材一覧（目的別）一例

目 的	資機材
① 情報収集・伝達	メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック 等
② 初期消火	小型動力ポンプ、発電機、消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ 等
③ 水 防	救命ボート、ブルーシート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④ 救 出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、小型ワインチ、防煙・防塵マスク 等
⑤ 救 護	担架、救急箱、テント、毛布、シート 等
⑥ 避難所運営協力	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、標識板、標識、強力ライト、寝袋 等
⑦ 給食・給水	炊飯器、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク 等
⑧ 訓練・啓発	模擬消火訓練装置、放送機器、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ等）、住宅用訓練火災警報器 等
⑨ その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器 等

(6) 地区防災マップ

湧水町「防災マップ」などを参考に地区で作成してください。

この際、地区で防災ワークショップを行い、地区の特性を知るとともに、みんなで情報を共有しましょう。

(記載する情報の例)

- ・ 避難場所
- ・ 要配慮者（避難行動要支援者）世帯
- ・ 避難経路
- ・ 消防署、警察署
- ・ 防災器具庫（消火栓、防火水槽）
- ・ 危険な場所（狭い道、河川、崖地など）

(7) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、町や消防機関等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ・ 避難訓練（要配慮者（避難行動要支援者）の支援を含む。）
- ・ 情報収集・伝達訓練
- ・ 応急訓練
- ・ 給食・給水訓練
- ・ 啓発活動

※ 訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(8) 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的に実施します。

班 名	担当者 (団体名等)	内 容	時 期
消 火 班	○○ ○○	・ 消火器具の点検（整備）	地区防災訓練前
救出・救護班	○○ ○○	・ 防災資機材・救出用器具の点検（整備）	地区防災訓練前
避難誘導班	○○ ○○	・ 避難経路の点検（整備）	毎年○○月
給食・給水班	○○ ○○	・ 給食・給水器具の点検（整備）	地区防災訓練前

(9) 要配慮者（避難行動要支援者）への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制を整備します。

班 名	担当者	内 容	目 標
福 祉 班	○○ ○○	・ 支援体制・方法の検討・整理	○○年度まで
		・ 対象者の把握（町から提供）	○○年度まで
		・ 個別計画の作成完了	○○年度まで
		・ 定期的な個別計画の見直し	毎年度

個別計画（様式）

避難時に配慮しなくてはならない事項	(あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/>)	
	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい）
	<input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい）	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい
	<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない
	<input type="checkbox"/> その他	

同居家族等	
-------	--

緊急時の連絡先 ①	フリガナ	
	氏名（団体名）	
	住所	
	連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：
緊急時の連絡先 ②	フリガナ	
	氏名（団体名）	
	住所	
	連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：
特記事項 (普段いる部屋、寝室の位置) (不在の時の目印、避難済みの目印)など		

個別避難計画（様式）（一例）

避難支援者 情 報	フ リ ガ ナ	
	氏名（団体名）	
	住 所	
	① 連 絡 先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：
避難支援者 情 報	フ リ ガ ナ	
	氏名（団体名）	
	住 所	
	② 連 絡 先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：
避難場所等情報		
位 置		
経 路		移動するまでの注意事項

令和●●年●月●●日

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、湧水町に報告することを了承します。

氏名 _____

各種事態の参考

湧水町内飼育数	
吉松地域	栗野地域
1 4 8, 0 0 0	1, 6 9 0
1 4 9, 6 9 0	

防疫体制の参考	
防疫措置レベル	体制区分
レベル1	情報連絡体制
レベル2	情報連絡体制
レベル3	対策本部体制
レベル4	対策本部体制

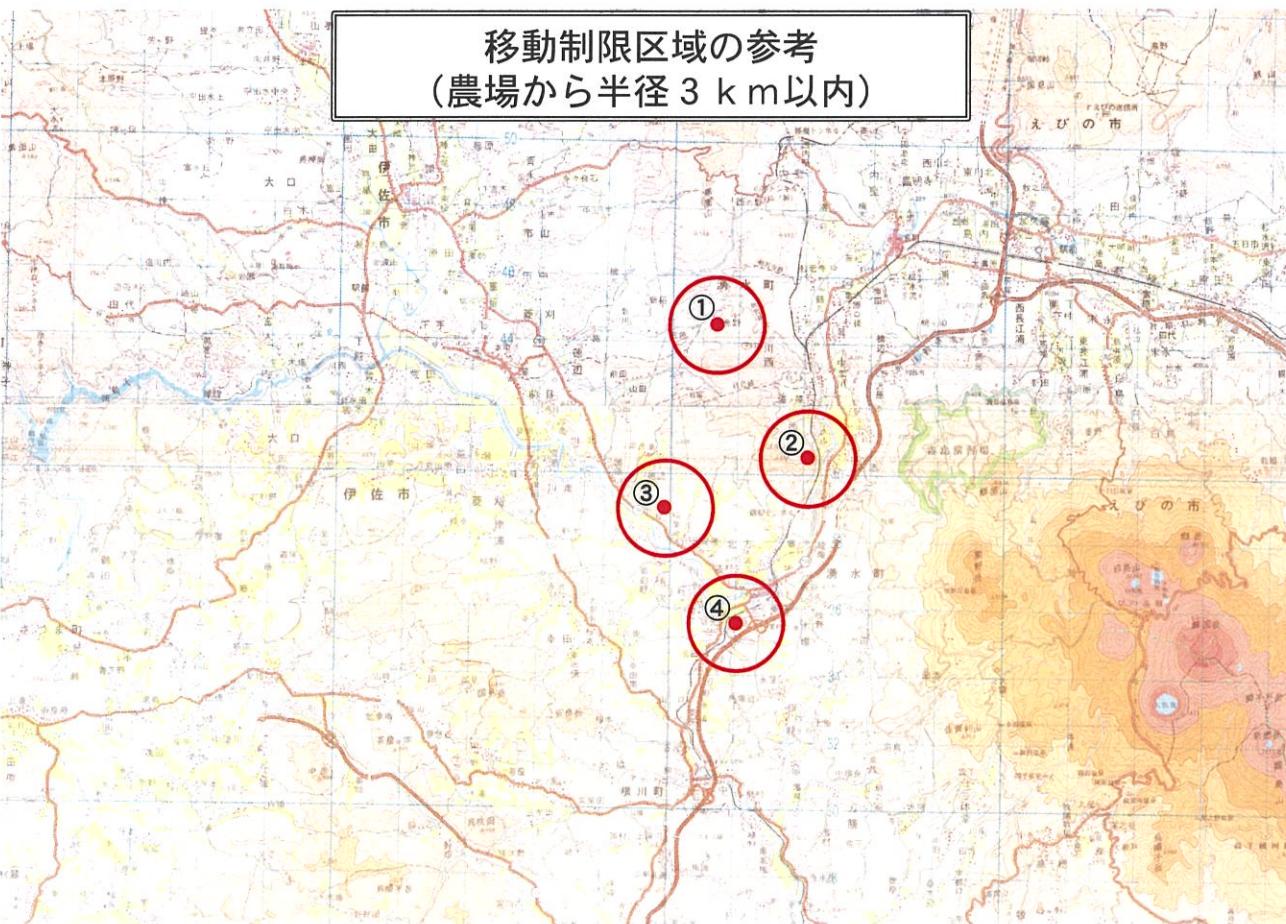
町内飼育農場の概要等

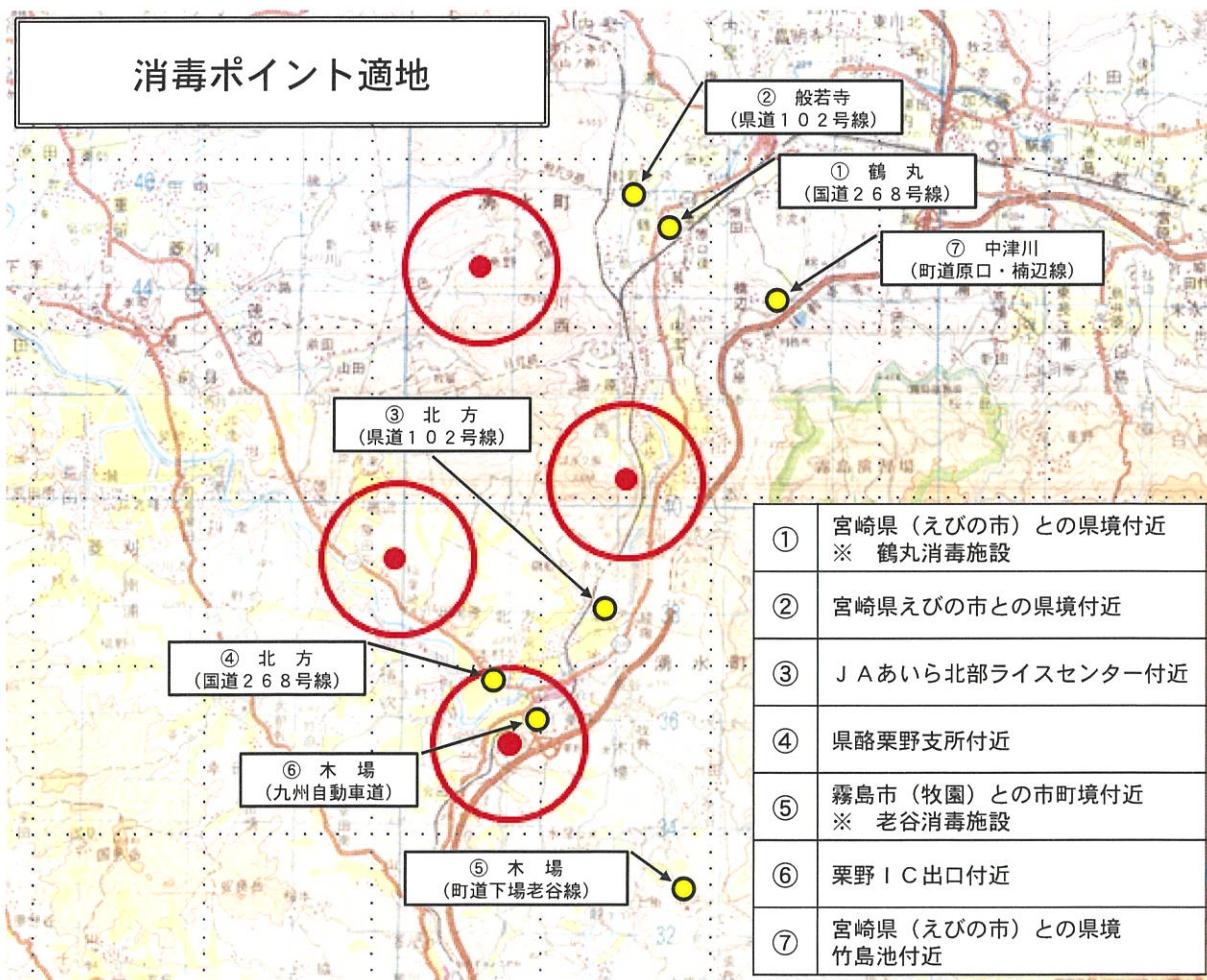
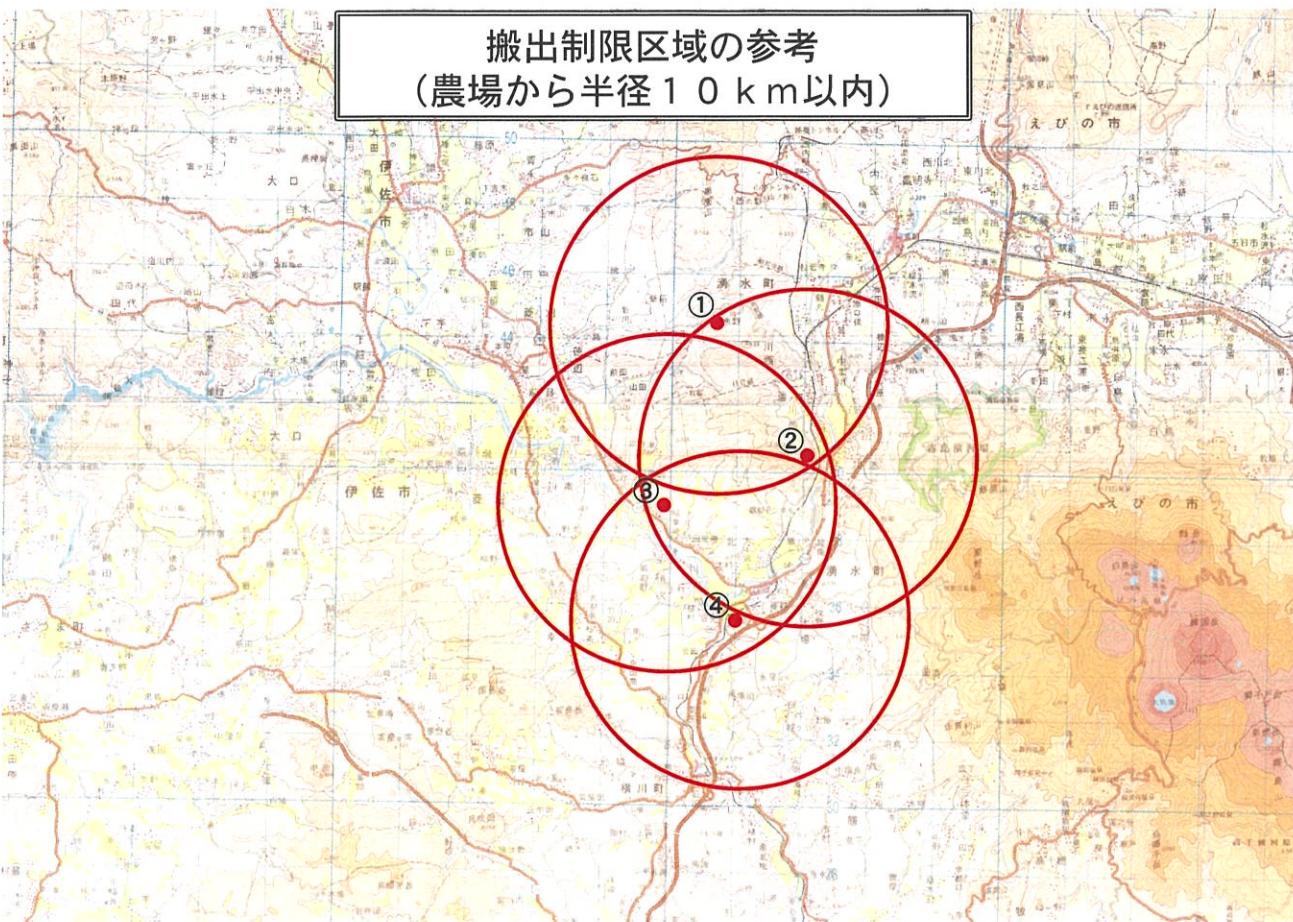
場 所	①
	湧水町 川西 3090-52
種 類	採卵鶏
	飼 養 数 1 1 0, 0 0 0 羽
畜 舎 数	6 栋
場 所	②
	湧水町 川西 2878
種 類	肉用鶏
	飼 養 数 3 8, 0 0 0 羽
畜 舎 数	4 栋

場 所	③
	湧水町 稲葉崎 304
種 類	肉用鶏
	飼 養 数 1, 5 0 0 羽
畜 舎 数	5 栋
場 所	④
	湧水町 米永 779-1
種 類	採卵鶏
	飼 養 数 1 9 0 羽
畜 舎 数	3 栋



移動制限区域の参考
(農場から半径 3 km以内)





余 白

17 公共施設等の整備計画

(1) 公共施設（指定避難所等）の安全性の確保

公民館、学校等の公共施設等は、住民の避難先や生活の基盤としての使用される重要な施設であることから、各種災害に備えて安全性を確保する必要がある。

ア 公共施設（指定避難所等）の整備計画

今後10年間で、改修等が想定されている。

イ 湧水町公共施設の現状

湧水町公共施設等個別施設（長寿命化）計画参照

(2) 重要防災拠点施設の安全性の確保

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災拠点施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え避難施設や物資の集積拠点としても利用される。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

ア 移転又は建て替え計画のある重要防災施設

消防施設（伊佐湧水消防組合南消防署）

イ 整備の目的

災害時、救急・消防等の機能を十分に発揮するため、川内川の氾濫や支川の内水氾濫に備えて、浸水被害の恐れのない町内の適地に新たに消防庁舎を建設し、無線設備を含めた必要な機能を移転する。

ウ 事業の概要

事業の概要	整備年度	備 考
伊佐湧水消防組合消防庁舎（南消防署）の建て替え等	令和6年度～令和7年度	※ 現有施設 浸水想定区域 浸水深0.5～3.0m未満

(3) 避難路の整備

ア 整備の目的

住民の迅速な避難や安全を確保するため、各避難所等へ通じる路線は、避難路として指定するとともに計画的な道路整備に努める。

イ 取組等

湧水町地域強靭化計画（個別事業）参照